



議会改革に関する検討結果

【令和7年3月版】

目 次

1	墨田区議会基本条例	1
2	墨田区議会基本条例逐条解説	10
3	議会改革に関する課題の検討結果	35

No.	議会改革に関する課題	関連条文	頁数
1	議員間討議	第6条	35
2	通年議会制の導入	第7条	36
3	一般質問の方式及び再質問	第8条	37
4	議長及び副議長の所信表明	第10条	38
5	多様な広報手段の活用(本会議・委員会)	第11条	39
6	傍聴者に対する必要な措置	第12条	40
7	傍聴規則の見直し	第12条	41
8	委員間討議	第13条	42
9	議事堂以外での委員会開会	第13条	43
10	区民等との意見交換会等	第13条	44
11	委員会提出議案の取扱い	第14条	45
12	委員会提出議案の区長等との協議	第14条	46
13	特別委員会の見直し	第15条	47
14	特別委員会の運営方針	第15条	48
15	政策会議 <廃止>	第16条	49
16	政務活動費に関する透明性の確保	第17条	50
17	多様な広報手段の活用(議会活動)	第18条	51
18	広報の内容及びあり方の検証	第18条	52
19	議員の賛否状況の公開	第18条	53
20	区民等の参加及び意見反映の機会確保	第19条	54
21	多様な意見聴取の方法	第19条	55
22	請願及び陳情提出者からの意見聴取	第19条	56
23	区長等の反問・反論	第20条	57
24	請願及び陳情の処理経過及び結果報告	第20条	58
25	決議に関する事後の状況、対応等報告	第20条	59
26	区長等の議会への説明及び資料提出	第21条	60
27	研修	第22条	61
28	財政上の措置の要求	第24条	62

29	議会図書室の管理及び運営（区立図書館との連携及び議会図書室の機能強化）	第25条	63
30	政治倫理に関する規程	第26条	64
31	災害時の対応に関する規程	第27条	65
32	見直し手続（開かれた委員会での協議）	第29条	66
33	常任委員長による本会議質問及び次年度への引継ぎ	—	67
34	審議会委員等への就任辞退	—	68
35	文書質問	—	69
36	決算審査結果の予算への反映	—	70
37	議決事件の拡大	—	71
38	議員定数のあり方	—	72
39	議員報酬のあり方	—	73
40	本会議及び委員会におけるパネル等の使用	—	74
41	タブレット端末の配布（ペーパーレス化）	—	75
42	本会議における委員会審査報告（報告者、質疑等）	—	76
43	オンライン会議（委員会）	—	77
44	登庁ランプのデジタルサイネージ化	—	78
45	個別外部監査の実施と決算特別委員会との連動	—	79
46	議会事務局を議会局とすること	第23条	80
47	通年議会における専決処分の整理	第7条	81
48	フリースピーチ制度の実施	第19条	82

資 料		項数
①	会議への飲料水等の持込みについて	83
②	委員会提出議案の取扱いについて	84
③	請願・陳情者からの意見聴取（趣旨説明）の実施について	86
④	委員会開会中における請願者の意見聴取（趣旨説明）について	87
⑤	議会の請求による個別外部監査の請求フローチャート	89
⑥	すみだ区議会だよりの見直し・検証について（その他編集に係る細かい事項）	90

別 表		項数
①	研修会等の区分	93

様 式		項数
①	議員間討議申出書	94
②	特別委員会活動報告	96
③	特別委員会運営方針	98
④	委員間討議報告書	100

1 墨田区議会基本条例

墨田区議会基本条例

〔平成30年12月11日〕
〔条例第46号〕
改正 令和5年3月24日条例第14号
令和6年2月21日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条・第5条）

第3章 議会運営（第6条—第18条）

第4章 区民等及び議会の関係（第19条・第20条）

第5章 議会及び区長等の関係（第21条・第22条）

第6章 議会の機能強化（第23条—第26条）

第7章 政治倫理（第27条）

第8章 災害対応（第28条）

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続（第29条・第30条）

付則

墨田区議会は、区民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の議事機関であり、同じく選挙で選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。

二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民等の福祉の増進を図る責務を負っている。

墨田区議会は、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものである。

そのため、ここに墨田区議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、議会の基本理念その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (2) 区民等 区民、区内で働き、若しくは学ぶ個人又は区内で事業活動その他の活動を行う個人若しくは団体をいう。
- (3) 議会 区議会をいう。
- (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(基本理念)

第3条 議会は、次に掲げる基本理念の下に活動しなければならない。

- (1) 区民等への情報公開及び積極的な情報提供を行うとともに、区民等の意見を的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。
- (2) 議事機関として、議決、監視、政策立案等の機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより、「議会活動の活性化」を進めること。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、前条に定める基本理念を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 区民等に対する公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決に対する責任を深く認識し、議決の内容等について分かりやすい言葉及び表現の方法を用いて説明すること。
- (3) 区長等の政策の決定及び事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (4) 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指す

して、議論を尽くすよう努めること。

- (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議員活動について説明するよう努めること。
- (2) 区政の課題全般について区民等の意見を把握すること。
- (3) 区政に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、活発な議論を行うこと。
- (5) 議会の監視機能強化等に資するよう、自らの資質向上のため不断の研さんを行うこと。

第3章 議会運営

(議員相互間の討議)

第6条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。

- 2 前項の討議の方法については、議長が別に定める。

(会期)

第7条 議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動することができるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。

(本会議の質問及び答弁方式)

第8条 区長等への一般質問（議事に先立ち、区の一般事務につき議長の許可を得て質問することをいう。）及びその答弁は、発言通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。

(議長の責務)

第9条 議長は、公正に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(議長及び副議長の所信表明)

第10条 議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うものとする。

(本会議及び委員会の公開)

第11条 議会は、法第115条第1項ただし書に該当する場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開する。

2 議会は、前項の規定による公開に当たっては、多様な広報手段を活用するものとする。

(傍聴)

第12条 議会は、本会議及び委員会を開くときは、審議、審査及び調査の内容について、傍聴者の理解に資するため、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委員会の活動)

第13条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、委員会における審査及び調査に当たっては、委員相互間の議論を十分に尽くし、これを尊重するよう努めるものとする。

2 委員は、区民等に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、討議を通じて合意形成を目指し、論点、争点等を明確にして委員会運営を行わなければならない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開会することができる。

5 委員会は、所管する区政の課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会等を開催することができる。

(委員会による政策立案及び政策提言)

第14条 委員は、委員相互間の討議を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

2 委員会は、条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。次項において同じ。）の提出その他の政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。

3 委員会は、予算を伴う条例案を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。

（特別委員会の設置方針等）

第15条 議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにしなければならない。

2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。

3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

（会派等）

第16条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的政策を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする2人以上の議員をもって構成するものとする。

3 会派は、代表者を選任するものとする。

4 前項の代表者は、会派の運営に関して、会派に所属する議員の管理及び監督の責務を負うものとする。

5 各会派及び会派に所属しない各議員は、政策立案及び政策提言等を行うに当たっては、相互に合意形成に努めるものとする。

（政務活動費）

第17条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、区政の課題把握、政策立案及び政策提言並びに区民等の福祉の増進に資するよう、有効に活用しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。

第4章 区民等及び議会の関係

(情報の公開及び説明責任)

第18条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。

- 3 議会は、議案、請願等に対する議員の賛否状況を公開する。

(区民参加の推進)

第19条 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。

- 2 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度その他多様な意見聴取の方法を用いて、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見を議論に反映させるものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情の審議及び審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情の提出者の意見を聴取する場を設ける。

第5章 議会及び区長等の関係

(区長等との関係)

第20条 議会は、二代表制の下、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行うことにより、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。

- 2 議会における審議、審査及び調査をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。

- 3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適

当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるとともに、その処理の経過及び結果について、区長等に対し報告を求めるものとする。

- 4 議会は、本会議において可決された決議に関する事後の状況、対応等について、区長等に対し報告を求めるものとする。

(議会への説明等)

第21条 区長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、議会にその内容を説明するものとする。

- 2 区長等は、重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

- 3 前項に規定するもののほか、区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。

第6章 議会の機能強化

(研修の実施)

第22条 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力を高めるとともに、自らの見識を深めるため、不断の研さんを行わなければならない。

- 2 議会は、前項に規定する目的に資するため、研修会等を行わなければならない。

(議会事務局)

第23条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

- 2 議会事務局は、前項に規定する目的を達成するため、議会に対し提案を行うことができる。

(財政上の措置)

第24条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な財政上の措置を区長に求めるものとする。

(議会図書室)

第25条 議会は、議会図書室（法第100条第19項に規定する図書室をいう。以下同じ。）に同項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料（電磁的記録を含む。）を収集し、及び保管するものとする。

2 議会図書室の管理及び運営については、議長が別に定める。

第7章 政治倫理

(議員の政治倫理)

第26条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 災害対応

(災害時の対応)

第27条 議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために区長等と連携するものとする。

2 前項の規定による議会の具体的な対応については、議長が別に定める。

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

(他の条例等との関係)

第28条 議会は、議会に関係する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

(見直し手続)

第29条 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において1回以上検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃することが必要であると認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を公表するものとする。

付 則 (平成30年12月11日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(墨田区議会定例会の回数に関する条例の廃止)

- 3 墨田区議会定例会の回数に関する条例（昭和31年墨田区条例第6号）は、廃止する。

付 則（令和5年3月24日条例第46号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

- 2 墨田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年墨田区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

(墨田区議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正)

- 3 墨田区議会議員の政治倫理に関する条例（令和4年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第2項」を「第26条第2項」に改める。

2 墨田区議会基本条例逐条解説

前 文

墨田区議会は、区民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の議事機関であり、同じく選挙で選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っている。

二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民等の福祉の増進を図る責務を負っている。

墨田区議会は、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものである。

そのため、ここに墨田区議会基本条例を制定する。

前文は、法律や条例などの条項の前に置かれる文章で、その制定の趣旨・目的や基本原則を厳粛に宣言するものです。

第1段には議会と区長の役割を、また、第2段には両者の責務を宣言しています。

第3段は、こうした役割と責務の下で、議会がこの条例の基本理念である「開かれた議会」を目指し、「議会活動の活性化」を進めることにより、区民等の福祉の増進という責務を果たし、区民の負託に応えていくことを宣言しています。

◆合議制

複数の人による協議を通じ物事を決定することで、議会の本会議や委員会が合議制です。このほか、教育委員会や選挙管理委員会も合議制の機関です。

他方、地方自治体の首長は一人ですべての決定を行うことから「独任制」と呼ばれ、他に監査委員などの例があります。

◆議事機関

日本国憲法第93条第1項では、地方自治体には「議事機関」としての議会を設置することとなっています。「議事機関」とは、一般的には議決機関と同義とされ、株式会社における株主総会のように、法人における最高意思決定機関のことを指します。

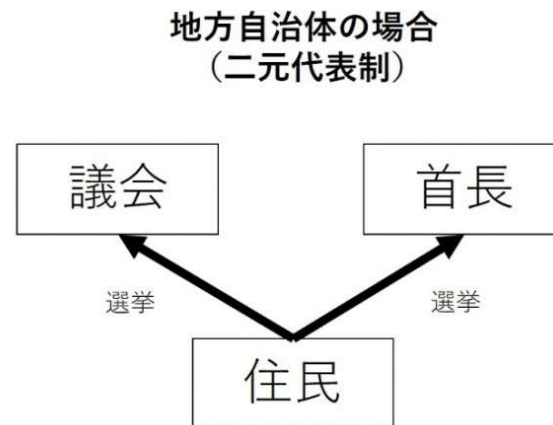
地方自治体においては、議会がこれに当たりますが、法律や条例等の定めにより、首長や教育委員会、選挙管理委員会等の執行機関により意思決定がされる事項も多くあります。しかし、議会は、予算や条例の議決を通じて、それら事務に対しても意思を及ぼし得るため、地方自治体の運営全般にわたっての方針を決定する機関であるといえます。

◆二元代表制

日本国憲法の規定に基づき、地方自治体においては、首長と議会の議員がともに住民による直接の選挙で選ばれることとなっており、これを二元代表

制（下図）といいます。他方、国においては、国会議員のみが国民の選挙により選出され、行政の長である内閣総理大臣は国民から直接には選出されない仕組みとなっています。

このような点から、国においては、国民に直接選挙される議員で構成する国会が「国権の最高機関」と規定されていますが、二元代表制を採用している地方自治体には、民意を直接代表する首長と議員が対等な関係で切磋琢磨し、よりよい政策をつくり上げていくことが求められています。



◆ 権能

権能とは、権利を主張し行使できる能力のことです。議会は条例の制定、改廃、予算の議決や決算認定などの権能を持ち、首長は自治体を統括、代表し、議会への議案提出、予算の調整や執行などの権能を持っています。両者はその権能を行使し、区民等の福祉の増進を図ります。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、議会の基本理念その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民等の福祉の増進を図ることを目的とする。

本条は、この条例を制定する目的を定めたものです。

墨田区は、地方自治体として、住民の意思を反映し、国から独立し、主体的に自治の進展に取り組むことが求められており、この条例は、これを具現化するための議会の行動規範を定めるものです。

具体的には、第 3 条で基本理念を定め、第 2 章以降において議会の基本的な事柄について規定しています。

◆地方自治の本旨

日本国憲法第 9 2 条に定められているもので、ここにおける「地方自治の本旨」とは、一般的に①「住民自治」と②「団体自治」の二つの要素から構成されるといわれています。①「住民自治」とは、地方自治が住民自らの意思に基づいて行われるという意味で、民主主義を確保するためのものとして要請され、②「団体自治」とは、地方自治は国から独立した地方自治体によって行われ、団体自らの意思と責任の下でなされるという意味で、自由主義を確保するためのものであるとされています。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (2) 区民等 区民、区内で働き、若しくは学ぶ個人又は区内で事業活動その他の活動を行う個人若しくは団体をいう。
- (3) 議会 区議会をいう。
- (4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

本条は、この条例中に繰り返し出てくる用語について、その用語が指す対象の範囲を明らかにする必要があるものや、用語の定義が必要なものを明確にしています。

地方自治の担い手は、住民自治の観点から、区民が中心となるものの、自治の進展に伴い、現代社会においては自治活動のすべてが区民のみによって成り立っているものではありません。区内に通勤・通学している人や、区内に所在する会社や町会・自治会、PTA、NPO 等、区内で事業を行う団体

も地方自治の重要な担い手となっています。このような観点から、第２号において「区民等」という用語を特に定義しています。

（基本理念）

第３条 議会は、次に掲げる基本理念の下に活動しなければならない。

- （１） 区民等への情報公開及び積極的な情報提供を行うとともに、区民等の意見を的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。**
- （２） 議事機関として、議決、監視、政策立案等の機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより、「議会活動の活性化」を進めること。**

本条は、この条例の基本理念を明らかにし、議会の行動原則を示すものです。

平成２５年３月及び平成２７年１２月に設置された「墨田区議会議会改革検討委員会」では、議論の結果、今後の議会が目指すべき方向性として、「開かれた議会」、「議会活動の活性化」の２点が求められると結論付けました。

これらの検討結果を踏まえて、本条では、この条例の基本理念として、「開かれた議会」を目指すことと、「議会活動の活性化」を進めることを定めています。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第4条 議会は、前条に定める基本理念を達成するため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 区民等に対する公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決に対する責任を深く認識し、議決の内容等について分かりやすい言葉及び表現の方法を用いて説明すること。
- (3) 区長等の政策の決定及び事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (4) 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。
- (5) 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

本条は、前条に掲げた基本理念を実現していくため、議会としての五つの活動原則を示したものです。

第1号は、議会が区民から負託を受けた議員によって構成される機関であることから、その負託に応えるため、議会の議決やその活動において、公正性と透明性を確保することを定めたものです。

第2号は、議会が区民等の生活に大きな影響を与える議決権を持つことから、その責任を深く認識し、区民等が理解できる分かりやすい言葉及び表現方法を用いて説明することを定めたものです。

第3号は、区長等の政策決定や事務の執行について、適切に行われているかどうか、議会が厳しく監視するとともに評価を行うことを定めたものです。

第4号は、議会が区民の代表として、区民等の多様な意見を常に把握することで、区政に対する様々な政策立案や政策提言を行い、合議制の議事機関として合意形成を目指して建設的に議論を尽くすことを定めたものです。

第5号は、議会が二元代表制の一翼を担う機関として、活発な議会活動を通じて区民等に信頼される議会のあり方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むことを定めたものです。

◆監視及び評価

区長等が行う政策決定や事務の執行について、議会が議決、調査、その他の権限を行使することで、適切かつ効率的及び効果的に行われているかどうかを監視すること、また、議会がその効果や成果を検証し、予算の可決及び否決、決算の認定及び不認定、更に必要と認めるときは修正議決を行う等、適切な評価を行うことをいいます。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議員活動について説明するよう努めること。
- (2) 区政の課題全般について区民等の意見を把握すること。
- (3) 区政に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、活発な議論を行うこと。
- (5) 議会の監視機能強化等に資するよう、自らの資質向上のため不断の研さんを行うこと。

本条は、前条に規定した議会の活動原則を踏まえ、次の5項目を議員の活動原則として定めています。

第1号は、議員には、誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議員活動について説明する努力義務があることを定めたものです。

第2号は、議員には、区政の課題全般について、区民等の意見を把握する責務があることを定めたものです。

第3号は、議員には、区政の現状に関する情報を収集し、課題解決に向けた調査研究を通じ、政策立案及び政策提言を行う責務があることを定めたものです。

第4号は、言論の府であり合議制の議事機関である議会を構成する一員として、活発な議論を行うなど、十分な審議を尽くすべきことを定めたものです。

第5号は、議会の監視機能の強化等に資するため、議員自らが資質向上のため不断の研さんに取り組むことを定めたものです。

◆ 言論の府

言論とは、言葉や文章によって、自分の考えや意見を発表することをいいます。一般的に、議会は、この言論によって様々な問題や課題等について議論し結論を出していくことなどから、「言論の府」といわれています。

第 3 章 議会運営

（議員相互間の討議）

第 6 条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。

2 前項の討議の方法については、議長が別に定める。

本条は、議会での審議をより活性化させるため、議員同士で自由闊達な討議ができるよう定めたものです。

第 1 項は、議会の機能をより高めるために、本会議や委員会における条例、請願などの審議において、区長等との活発な質疑応答とともに、議員同士でも自由に討議ができることを定めたものです。これまでは、議員が区長等に対して質疑を行うことが中心でしたが、今後は議員同士の討議を行うことで、より実りある審議ができるようになり、議会の活性化にもつながると考えます。

第 2 項は、議員同士の討議の方法について、十分に検討した上で、議長が定めることとしたものです。

なお、これまでも議員相互間の討議を行ったこともあります。改めて明文化することにより、その実効性を確保するものです。

（会期）

第 7 条 議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動を行うことができるよう、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 102 条第 2 項の規定に基づき、定例会の回数を年 1 回とし、その会期を通年とする。

本条は、議会の会期を 1 年間（通年議会）とするものです。

地方自治法では、一定の期間を設定し、年 1 回以上行われる定例会を原則としています。しかし、その地方自治体の選択によって条例で定めることにより、1 年間をすべて会期とする「通年会期」を定めることができます。

これまで議会は、年 4 回の定例会を設定し議会活動を行ってきましたが、閉会期間において突発的に発生する事件への対応については十分機能できず、区長による「法律の規定による専決処分」を行わざるを得ないという問題点がありました。

こうした問題点を解決するため、本条では定例会を年 1 回とし、その会期を通年とすることで「通年会期」を実現し、議会が常に開会している状態とし、議会が果たすべき役割を最大限発揮しようとするものです。

◆専決処分

本来、議会が議決又は決定しなければならない事項を、特定の場合に、区

長が代わって処理することをいいます。

専決処分には、①特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合などの「法律の規定による専決処分」（地方自治法第179条）と、②議会の権限に属する軽易な事項で議会の委任に基づいて認められる場合の「議会の委任による専決処分」（同法第180条）があります。いずれの場合も事後に議会に報告することを要しますが、①の場合は議会の承認を得ることが必要となります。

（本会議の質問及び答弁方式）

第8条 区長等への一般質問（議事に先立ち、区の一般事務につき議長の許可を得て質問することをいう。）及びその答弁は、発言通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。

本条は、本会議における一般質問の方法に「分割質問方式」を加えるものです。

議会の本会議での一般質問は、これまで、議員がすべての質問をし終わった後、区長等が一括して答えるという方式（一括質問方式）でのみ行われてきました。この方式は、分野横断的な内容の質問について長所が発揮される一方、質問時間が長いため、傍聴者にとっては分かりにくくなってしまうという短所もあり、「開かれた議会」を目指す上で、この改善について議論されてきました。

この結果、本会議において「発言通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式」（分割質問方式）を新たに導入することとしました。具体的には、議員は、質問項目を分野ごとに区分けして質問し、その都度区長等に答弁を求めます。こうすることで、比較的短時間の間に質問と答弁が繰り返されることから、傍聴者をはじめとした聞き手にとって分かりやすい議論となります。

なお、上記のとおり、分野横断的な内容の質問については、一括質問方式で行うことが適切である場面もあることから、従前の方式も選択できることとしています。

（議長の責務）

第9条 議長は、公正に職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

本条では、議長の責務を規定しています。

議長の権限については地方自治法や墨田区議会会議規則に規定がありますが、その責務については特に規定はありません。しかし、議長は、議会運営についてリーダーシップを発揮し、様々な見解がある中で合意点を見い出すなど、その責務は極めて重要です。

そこで、本条では、議長の責務を、①公正な職務遂行、②議会の品位の保持、③民主的な議会運営、④効率的な議会運営という４点に整理し、規定しました。

（議長及び副議長の所信表明）

第１０条 議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うものとする。

本条では、議長及び副議長に当選した者が、任期中の職務の指針を広く議員に伝え、議会運営におけるリーダーシップの強化を図るため、本会議において所信を表明することができることとしました。

これまでも議長及び副議長は就任後、「あいさつ」という形で発言の機会が確保されていましたが、本条は、その内容と位置付けをより明確にするものです。これにより、更なる議会活動の活性化が図られると期待されます。

（本会議及び委員会の公開）

第１１条 議会は、法第１１５条第１項ただし書に該当する場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開する。

２ 議会は、前項の規定による公開に当たっては、多様な広報手段を活用するものとする。

本条は、区民に「開かれた議会」とするため、会議の公開と広報手段の充実について定めたものです。

第１項に定める「法第１１５条第１項ただし書に該当する場合又は他の条例に特別の定めがある場合」とは、秘密会を指し、本会議においては議長又は議員３人以上の発議により、出席議員の３分の２以上の多数で議決したときに、委員会においては出席委員の過半数が議決したときに開くことができます。こうした例外的な事情のない限り、本会議と委員会は、原則として公開すべきことが、地方自治法や墨田区議会委員会条例で定められています。

第２項は、こうした本会議及び委員会の実施に当たっての公開の方法を定めたものです。これまでもインターネットを用いて本会議及び委員会の中継を行ってきましたが、ここではその位置付けを明確にしています。今後、区議会だよりやインターネットをはじめとする多様な手段を更に活用していくことにより、多角的な情報提供を行うことで、議会制民主主義の更なる発展が期待されます。

（傍聴）

第１２条 議会は、本会議及び委員会を開くときは、審議、審査及び調査の内容について、傍聴者の理解に資するため、議案及び会議資料の提供、

供覧その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

本条では、議会の傍聴に関して規定しています。

第1項では、本会議や委員会の開会時に、傍聴者が審議内容等について容易に理解できるように、議会が資料の提供等を行うことを定めており、現在、既に委員会資料の提供等を行っています。

また、第2項では、これらにとどまらず、時代の変化や傍聴者のニーズに応じて、必要な措置とは何かを不断に考え、実施していくよう努力する義務を設けました。現在、議会では、聴覚障害者の方向けに手話通訳者や磁気ループの配置等を行っています。今後とも傍聴者がより傍聴しやすい環境を整えていきます。

◆審議、審査及び調査

議案、請願等を議論して結論を出す一連の過程について、本会議では「審議」、委員会では「審査」といいます。そのほか、委員会では、所管事務に関する「調査」を行います。

なお、この逐条解説では、これらをまとめて「審議」と表現している箇所があります。

（委員会の活動）

第13条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、委員会における審査及び調査に当たっては、委員相互間の議論を十分に尽くし、これを尊重するよう努めるものとする。

- 2 委員は、区民等に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

- 3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、討議を通じて合意形成を目指し、論点、争点等を明確にして委員会運営を行わなければならない。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開会することができる。

- 5 委員会は、所管する区政の課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会等を開催することができる。

本条では、委員会における活動原則について定めています。

委員会における議案の審査に当たっては、区長が提出する議案が多く、その説明のため区長等が委員会に出席しています。このため、審査の形式は、委員による質問とこれに対する区長等による答弁が中心となっています。しかし、こうした質疑のみではなく、立場の異なる委員相互間の討議を積極的に実施することで、議案を多角的・複眼的に分析することが可能となり、ひ

いては議会がその議決内容を説明する際の重要な根拠ともなります。

そこで、第1項では、議会は、議案の実質的な審査等の場である委員会において、委員相互間の議論を十分に尽くすよう努め、また、このような議会運営のあり方を尊重するよう努めることを規定しています。

また、第2項では、委員会での議論そのものが、区民等に対し説明を果たす場であることから、分かりやすい議論を行う努力義務を委員に課しています。

さらに第3項では、委員長による委員会の運営方針について規定しました。できるだけ多くの区民の意見が反映されるよう、討議による合意形成は重要であり、委員長による論点・争点の整理が重要な役割を果たすこととなります。

この条例の検討に当たり、休日及び夜間に、議事堂以外の場所で議会改革特別委員会を開会しました。その結果、たくさんの関心が寄せられたことから、第4項では「開かれた議会」を目指すため、審査内容等に応じて、議事堂以外の場所において委員会を開会することができる規定を設けました。

第5項では、「開かれた議会」を目指し、「議会活動の活性化」を進める観点から、区民等との意見交換会等は重要であり、区民等の意見を特に聞く必要のあるものなど、審査内容等に応じて、委員会の判断で、意見交換会等を実施することができることとしました。

（委員会による政策立案及び政策提言）

第14条 委員は、委員相互間の討議を通じて合意形成を目指し、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

2 委員会は、条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。次項において同じ。）の提出その他の政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。

3 委員会は、予算を伴う条例案を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。

本条は、委員会による政策立案や政策提言について規定するものです。

議会は、予算の議決、決算の認定、監査の請求などを通して区長等を監視するほか、自ら条例案を提出して制定することも可能です。しかし、全国の地方議会では、圧倒的に知事や市区町村長からの議案提出が多く、議会からの提出はまだ少ない状況となっています。

こうしたことから、第1項では、委員による政策立案や政策提言を積極的に行う規定を設けました。また、こうした作業を通じて、できるだけ多くの区民の意見が反映されることが重要であるため、委員相互間の討議を通じた合意形成を目指すことを特に規定しています。

同様に、第2項でも、条例制定権の機能強化は喫緊の課題であり、その解決のために、委員会による条例案の提案や政策立案及び政策提言を積極的に行うことを規定しています。

なお、第3項では、条例については議会のみの意思決定により成立させる

ことができますが、条例が規定する事項に予算が必要なものがある場合、その予算の提案権は地方自治法の規定により区長に専属することから、事前に区長等と協議することができる規定を設け、より実効性のある条例づくりができるようにしました。

（特別委員会の設置方針等）

第 15 条 議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにしなければならない。

2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。

3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。

本条では、特別委員会の運営方針等について定めています。

第 1 項では、特別委員会の意義について定めています。議会の委員会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会で構成されています。特別委員会とは、必要がある場合に議会の議決で設置されるものであり（墨田区議会委員会条例第 4 条第 1 項）、常任委員会のように恒常的課題の審査等を行う委員会と異なり、特定の事件について期限を定めて議論する「プロジェクトチーム」のような存在であることから、本項ではこの意義を明確にしました。

このような観点から、特別委員会は漫然と継続すべきではなく、第 2 項では、議会は毎年その設置の必要性について検証と見直しを行うことを規定しています。

また、同様の観点から、第 3 項では、特別委員会は運営方針を定めて運営されることが望ましく、そのため、これを定め、公表することを規定しています。

（政策会議）

第 16 条 議会は、政策立案及び政策提言を推進するため、毎年 1 回以上、政策会議を開催するものとする。

2 政策会議は、政策立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。

3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

本条は、議会として政策立案や政策提言を活発に行うため、政策会議を置くこととしたものです。政策会議では、政策課題について自由闊達な協議を行い、議長に提言することができるとしています。

第 1 項は、政策会議を毎年 1 回以上開催して、政策立案や政策提言について話し合う機会を定期的に設けることを定めたものです。

第2項は、政策会議の位置付けを具体化したものです。政策会議は、そこで検討された事項を議長に提案することで、議会の政策立案活動や政策提言活動に寄与する役割を担います。

第3項は、政策会議に関し必要な事項について、十分に検討をした上で、議長が定めることとしています。

(会派等)

第17条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的政策を共有し、かつ、議会における活動を共にしようとする2人以上の議員をもって構成するものとする。

3 会派は、代表者を選任するものとする。

4 前項の代表者は、会派の運営に関して、会派に所属する議員の管理及び監督の責務を負うものとする。

5 各会派及び会派に所属しない各議員は、政策立案及び政策提言等を行うに当たっては、相互に合意形成に努めるものとする。

本条では、会派等について規定しています。

議会では、基本的政策を共有し、議会における活動を共にしようとする2人以上の議員をもって「会派」を構成しています。基本的な政策の調整等はこの会派を単位に行っており、政策形成の過程で重要な地位を占めています。

第1項及び第2項では、これまで慣習的に認められてきた会派の位置付けを明確にしています。

また、第3項及び第4項では、会派の代表者と所属議員の関係性を明確にすることにより、会派の内部統制を強化することを目指しています。

政策立案や政策提言を行うに当たっては、できるだけ多くの区民の意見が反映されるよう、各会派や会派に所属しない各議員は、相互に合意形成に努めることが重要であり、第5項では、このことを規定しています。

(政務活動費)

第18条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、区政の課題把握、政策立案及び政策提言並びに区民等の福祉の増進に資するよう、有効に活用しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。

本条では、政務活動費（地方自治法第100条第14項）について規定しています。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として充当されるものであり、墨田区議会では、会派又は会派に所属しない議員に交付されています。

第1項では、この政務活動費は、①区政の課題把握、②政策立案・政策提

言、③区民等の福祉の増進に資するように使われなければならないと規定しています。

第2項では、政務活動費の交付を受けた会派又は会派に所属しない議員に、適正な執行について、透明性を確保し、まず説明責任を果たすことを義務付けています。加えて、政務活動費の支出については、これを行った議員個人がその内容を熟知していることから、詳細な説明は議員個人が行うことも必要となります。

また、政務活動費は、墨田区議会政務活動費の交付に関する条例により、議長に対して、収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して提出することとされています（第12条第2項・第5項）。なお、それらの書類は、議会図書室やホームページで公表されており、その透明性を確保しています。

第4章 区民等及び議会の関係

（情報の公開及び説明責任）

第19条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。

3 議会は、議案、請願等に対する議員の賛否状況を公開する。

本条は、議会が積極的な情報公開に努めることと、説明責任を十分に果たすことについて定めたものです。

第1項は、より「開かれた議会」を目指すため、議会活動に関する積極的な情報公開、情報発信を努めることを通じ、区民に対して説明責任を十分に果たすものと定めています。なお、現在、本会議及び委員会のインターネット中継や録画配信、区議会だより、また、ホームページやSNSなど多様な媒体を活用して広報を行っています。

第2項は、前項の目的を果たすため、時代に即した広報のあり方について、常に検証し、それらをより一層充実させていく必要があることを定めています。

第3項は、議会が議決に対する説明責任を果たす上で、各議案、請願・陳情に対する各議員の賛否の状況について公表することを定めています。なお、現在、ホームページ、区議会だよりで、これを公表しています。

◆請願・陳情

請願とは、日本国憲法に保障された「請願権」の趣旨に従い、提出者の意思を政治に反映させるためのもので、議員の紹介が必要です。他方、陳情は、議員の紹介を必要としない点で請願とは異なりますが、墨田区議会では、一定の基準の下、請願と同様に取り扱っています。

（区民参加の推進）

第20条 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度その他多様な意見聴取の方法を用いて、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見を議論に反映させるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審議及び審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情の提出者の意見を聴取する場を設ける。

本条は、区民等の議会活動への参加や、区民等の意見を議会活動に反映させることを定めたものです。

第1項は、区民等が議会活動に参加できる機会の充実を図り、区民等の意見を十分に議会活動に反映させることを通じて、区政が抱える課題への解決を目指したものです。

第2項は、本会議又は委員会において、予算その他重要な議案の審議に当たって必要がある場合に、広く利害関係者や学識経験者等から意見を聴く「公聴会制度」や、学識経験者等の出席を求め、意見を聴く「参考人制度」を活用し、それらの意見を議論に反映させることを定めたものです（地方自治法第115条の2、第109条第5項）。

第3項では、議会は、請願及び陳情の審議において、提出者の希望に応じて、直接その趣旨や意見を聴取する場を設けることを定めています。

なお、参考人の招致及び請願・陳情の提出者からの意見聴取は、既に行っています。

第5章 議会及び区長等の関係

（区長等との関係）

- 第21条 議会は、二元代表制の下、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行うことにより、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。
- 2 議会における審議、審査及び調査をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。
- 3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるとともに、その処理の経過及び結果について、区長等に対し報告を求めるものとする。
- 4 議会は、本会議において可決された決議に関する事後の状況、対応等について、区長等に対し報告を求めるものとする。

本条は、二元代表制における議会と区長等との関係について定めています。

第1項は、二元代表制の下、議会と区長等が対等で緊張のある関係を構築し、議会が区長等の事務の執行の監視・評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて、合議制の議事機関である議会の役割を最大限に発揮することで、区民等の福祉の増進や区政の発展に取り組む責務があることを定めています。なお、本来、二元代表制の議会の相手方は区長ですが、ここでは緊張のある関係を保持する相手方として、広く区長等としています。

第2項は、区長等による反問権及び反論権について定めています。これまで、議会では区長等から議員へ質問や反論をする規定がありませんでした。しかし、場合によっては、議員が行う質問の内容が不明確な場合も考えられます。このようなとき、区長等が議員の質問の趣旨や意図を確認し、論点をはっきりさせるための質問（反問）を議長又は委員長の許可を得てすることができることを規定しています。これに加え、より深い議論となるよう、区長等が反対の意見や建設的な意見を述べることができる発言（反論）も議長又は委員長の許可を得てできるよう決めました。これにより、政策論議の活性化が期待されます。

第3項は、議会として採択した請願・陳情のうち、区の事務に関わるものについては、区長等がその趣旨の実現に努めるとともに、区長等に対して、その処理の経過及び結果について議会への報告を求めることを定めたものです。

第4項は、議会として採択した決議のうち、区の事務に関わるものについては、事後の状況や区長等の対応について議会への報告を求めることを定めたものです。

（議会への説明等）

第22条 区長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、議会にその内容を説明するものとする。

2 区長等は、重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

3 前項に規定するもののほか、区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。

本条は、区長等による議会への説明等について定めたものです。この規定を定めた理由は、議会が予算や決算等の審議、区長等の事務執行の監視・評価、政策提言・政策立案等といった役割を的確に果たすためには、これらに関する情報を十分に把握しておくことが不可欠であるためです。

第1項は、区長が予算を議会に提出し、また決算を議会の認定に付すときには、区民の代表で構成されている議会にその内容を説明することを定めたものです。

第2項は、区長等が重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明することを定めたものです。なお、資料を提出するのは区長等の判断によるため、第2項の「重要」性は、区長等が一次的に判断するものです。しかし、これに疑義がある場合、議会が「重要」性について二次的に判断することとなり、その資料が要求資料に該当するか否かは、議会においてその内容が具体的に議論されることとなります。

第3項は、区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、その趣旨を尊重し、適切に対応することを定めたものです。なお、これを共有・公開するか否かについては、資料の提出又は説明の要求を行った議会又は議員の判断によります。また、「適切に」とは、「できない」という判断を含みますが、できない場合は、その理由を明確にする必要があります。二元代表制においては、区長と議会は対等な関係であり、議会が区長等への監視や政策立案・政策提言を効果的に行うためには、議会も区長等と同様の情報を保有する必要があります。しかし、行政に関する情報は区長等が圧倒的に多く保有していることから、区長等には、議会に対して原則として情報を提供する姿勢が求められます。こうした趣旨から、区長等が議会に対して資料の提出や説明ができない場合は、その理由を明確にする必要があります。

第6章 議会の機能強化

（研修の実施）

第23条 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力を高めるとともに、自らの見識を深めるため、不断の研さんを行わなければならない。

2 議会は、前項に規定する目的に資するため、研修会等を行わなければならない。

本条は、議員の研さん及び議会の研修会の実施に関する規定です。

第1項は、議会が、議員の政策立案、政策提言に係る能力向上のためには、各議員は自らの見識を深める必要があります。そのために、議員に対して、絶えず学び続ける義務を課しています。

第2項は、前項の目的に資するため、広く各分野の専門家や区民等を招いて議員研修等を行う義務を議会に課しています。

（議会事務局）

第24条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

2 議会事務局は、前項に規定する目的を達成するため、議会に対し提案を行うことができる。

本条は、議会事務局の機能や組織、役割について定めたものです。

議会がその機能を発揮し、円滑かつ効率的な議会運営を行えるよう、議会事務局は議会活動を補佐する役割を担っています。

そのために、第1項は、議会は、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うこととしています。

第2項では、議会事務局は、前項の目的を達成するために、議会に対し補佐的なアドバイスや提案を行うことを可能にしています。

（財政上の措置）

第25条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な財政上の措置を区長に求めるものとする。

本条は、議会が区長に対して求める財政上の措置について規定するものです。

地方自治法上、予算の提案権は区長に専属することとなっています。他方、議会は、区長とともに二元代表制の一翼を担い、議事機関としての機能を充実する必要があります。このため、議会は区長に対し、自らの議事機関とし

ての機能を充実するための予算の計上を求める必要があり、この条文ではこのことを規定しています。

（議会図書室）

第26条 議会は、議会図書室（法第100条第19項に規定する図書室をいう。以下同じ。）に同項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料（電磁的記録を含む。）を収集し、及び保管するものとする。

2 議会図書室の管理及び運営については、議長が別に定める。

本条は、議会図書室で収集・保管する資料の内容や議会図書室の管理運営について定めるものです。

地方自治法の規定に基づき、議会には図書室を設置しなければならないこととなっています。これは、議員の調査研究に資するためであり、国や東京都から送付された官報、公報及び刊行物を保管して置かなければなりません。

第1項では、これ以外にも、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料についても置くことができるように、その範囲を拡大しています。

第2項では、この議会図書室の管理及び運営について、十分に検討した上で、議長が定めることとしたものです。

なお、現在「墨田区議会図書室管理要綱」（平成11年5月28日11墨議第130号）を定めています。

◆電磁的記録

文章、資料、映像、音声等を電子媒体で記録したものなどをいいます。今後、こうした資料の収集、提供も重要性を増すことから、条文に規定しています。

第 7 章 政治倫理

（議員の政治倫理）

第 27 条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

本条は、議員の政治倫理について規定しています。

議員は、区民から選挙によって選ばれた区民の代表者です。第 1 項は、そうした議員がその地位に与えられた権限と責任を認識し、区民からの期待に応えて十分にその責任を果たすため、自身の倫理観の向上を養うよう努力すべきことを定めています。倫理観は時代によって変化するものですが、議員はそれを的確に認識していくことが求められます。

また、第 2 項の「別に定める」事項とは、施行日現在制定されていませんが、条例制定を含め、政治倫理に関する事項を取りまとめた規程を指します。議会改革をより早く進めることから本条例の施行を先行しましたが、施行後、議論を重ねる中で、政治倫理に関する規程を早急に策定していきます。

第 8 章 災害対応

(災害時の対応)

第 28 条 議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために区長等と連携するものとする。

2 前項の規定による議会の具体的な対応については、議長が別に定める。

本条は、大規模災害等が発生した場合の議会の対応について規定しています。

第 1 項は、大規模災害等が発生した場合、議会は、区長等と緊密に連携し、区民等の生命・身体及び財産の保護と安全の確保を図るとともに、各地域において情報の把握を行い、議会として速やかに対応することを定めたものです。

第 2 項は、前項に基づく具体的な対応については、十分に検討した上で、議長が別に定めることを定めたものです。

なお、現在「震災等災害時の墨田区議会对応規程」（平成 26 年 9 月 30 日 26 墨議第 525 号）を定めています。

◆大規模災害等

災害対策基本法第 2 条第 1 号で定義する災害（地震、竜巻、豪雨、洪水、高潮等）であって、同法第 23 条の 2 に基づき、区長が災害対策本部の設置が必要と認めた災害をいいます。

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

（他の条例等との関係）

第29条 議会は、議会に関係する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

本条では、この条例が議会の基本的事項を定めたものであることから、その他関連する条例や規則等の制定・改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保することを求めています。

全国の議会基本条例の中には、同条例を「最高法規」「最高規範」と規定しているものもあり、これと同趣旨のものですが、この用語は、法学上、国法体系の最上位に位置付けられる法典（我が国の場合、日本国憲法）のみを指すことから、この条例では使用していません。

なお、「議会に関係する他の条例」の例としては、墨田区協治（ガバナンス）推進条例、墨田区議会議員定数条例、墨田区議会委員会条例、墨田区議会政務活動費の交付に関する条例、墨田区議会事務局条例などがあります。さらに「議会に関係する規則等」の例としては、墨田区議会会議規則、墨田区議会傍聴規則、震災等災害時の墨田区議会対応規程、墨田区議会情報の公表及び提供に関する取扱要綱、墨田区議会図書室管理要綱などがあります。

（見直し手続）

第30条 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において1回以上検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃することが必要であると認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を公表するものとする。

本条は、この条例の見直し手続について規定しています。

第1項は、この条例の目的が達成されているかどうかを、定期的に議会自らが検証することを定めています。検証作業は、議員の4年間の任期中少なくとも1回実施することを規定し、このことにより、不断の議会改革を行っていく決意を表しています。

第2項は、第1項の検証の結果、必要と認められる場合は、議会に関する条例・会議規則の改正等の措置を講じていくこととしています。

第3項は、上記検証や措置の内容について、広く公表することで、住民をはじめとする区民等に議会改革の取組を周知していき、第3条に定める「開かれた議会」を目指すこととしています。

◆一般選挙

議員の全員を選ぶ選挙のことで、原則として、任期満了（４年）による選挙を指します。いわゆる補欠選挙等は除かれます。

<参考文献等一覧>

この逐条解説を作成するに当たっては、次の参考文献等を参照し、引用しました。ここに感謝の意を表し、記載します。

・文献

宇那木正寛『自治体政策立案入門』（ぎょうせい、平成27年）
金子宏ほか『法律学小辞典』〔第4版補訂版〕（有斐閣、平成20年）
松本英昭『逐条地方自治法（第9次改訂版）』（学陽書房、平成29年）

・他自治体の議会基本条例（逐条解説）

大津市議会基本条例
大船渡市議会基本条例
玉野市議会基本条例
千葉市議会基本条例
東京都板橋区議会基本条例
奈良市議会基本条例
福島市議会基本条例
横浜市議会基本条例
横須賀市議会基本条例
四日市市議会基本条例
龍ヶ崎市議会基本条例

・ホームページ

大津市HPよく使われる議会用語（平成30年8月22日アクセス）
<http://www.city.otsu.lg.jp/gikai/gikai/1390139257228.html>
京都府議会議会用語解説（平成30年8月25日アクセス）
<http://www.pref.kyoto.jp/gikai/yogo/index.html>
参議院憲法審査会ホームページ（平成30年8月20日アクセス）
http://www.kenpoushinsa.sangiin.go.jp/kenpou/houkokusyo/houkoku/03_45_01.html
全国市議会議長会『市議会の活動に関する実態調査結果：平成28年中』（平成30年8月25日アクセス）
http://www.si-gichokai.jp/research/jittai/1195652_1953.html
総務省ホームページ（平成30年8月29日アクセス）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo03.html#chapter3
横浜市会用語解説（平成30年11月12日アクセス）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/shikumi/yougo.html>

3 議会改革に関する課題の検討結果

議員間討議

議会基本条例 の関係条文	(議員相互間の討議) 第6条 議員は、議会の権能を発揮するため、議員相互間の討議を行うことができる。 2 前項の討議の方法については、議長が別に定める。					
具体的な 運用方法等	1 対象の会議 本会議とする。 2 対象の議題 区長、議員又は委員会が提出する議案及び区民等が提出する請願又は陳情とする。 3 実施手続 (1) 議員間討議申出書(様式①)により、討議内容を明確にした上で、採決を行う本会議開会日の2日前(閉庁日を除く。)までに、議長に対して申出を行う。ただし、2日前までの申出が議事運営上できない場合は、事前に口頭で議長に議員間討議を行いたい旨の意思を伝えた上で、議長が指定する日時までに申出書を提出する。 (参考) 標準的な議会日程 2日間 <table><tr><td>企画総務委員会</td><td>議事整理日</td><td>各派交渉会</td><td>議会運営委員会</td><td>本会議</td></tr></table> (例) 「2日前までの申出が議事運営上できない場合」 ・採決を行う本会議の2日前までに審査が終わらなかった議案又は請願・陳情に関して行う場合 ・採決を行う本会議に提出された議案に関して行う場合 ・採決を行う本会議に提出された修正動議に関して行う場合 (2) 委員会審査報告後、討論の前に行う。 4 理事者の退席 理事者の退席は、求めない。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。 5 発言者 議長が指名した者とする。 6 発言の回数・時間 設けない。 7 実施時期 令和2年度定例会から実施する。	企画総務委員会	議事整理日	各派交渉会	議会運営委員会	本会議
企画総務委員会	議事整理日	各派交渉会	議会運営委員会	本会議		

《沿革》 令和2年1月31日 議会改革特別委員会決定

令和2年2月4日 議会運営委員会決定

令和2年7月15日 議会運営委員会決定(一部改正)

通年議会制の導入

議会基本条例 の関係条文	(会期) 第7条 議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動を行うことができるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。
具体的な 運用方法等	墨田区議会通年議会実施要綱を制定する。また、これに伴い会議規則を一部改正するとともに、「墨田区議会定例会の期月について」（昭和56年2月4日告示第14号）を変更するよう区長に申し入れる。

《沿革》 平成31年3月6日 議会改革特別委員会決定

平成31年3月19日 議会運営委員会決定

一般質問の方式及び再質問

議会基本条例 の関係条文	(本会議の質問及び答弁方式) 第8条 区長等への一般質問(議事に先立ち、区の一般事務につき議長の許可を得て質問することをいう。)及びその答弁は、発言通告書に記載された件名を分野ごとに分割して当該分野ごとに行う方式又は当該件名を一括して行う方式により行うことができる。
具体的な 運用方法等	1 代表質問及び一般質問における取扱い 代表質問、一般質問のいずれの場合においても、一括方式又は分割方式により質問を行うことができる。 2 議長への通告 (1) 一括方式による一般質問(以下「一括質問」という。)は、発言通告書に記載された件名を一括して行う方式により行うものとする。 (2) 分割方式による一般質問(以下「分割質問」という。)は、発言通告書に記載された件名を全て分割して行う方式により行うものとする。 (3) いずれの方式を採るか明確にするため、別紙のとおり(※省略)、発言通告書を改正する。 3 発言時間の計測方法 質問の開始時点から始め終了時点に止めるものとし、分割質問は当該時間を積み上げる。 4 発言席及び待機席 (1) 一括方式、分割方式のいずれの場合においても、質問は、議長の許可を得てから登壇して行う。 (2) 分割方式の質問者は、区長等が答弁をしている間、自席に戻らず、待機席で待機する。なお、待機席は、議席番号6番及び9番の前の席とし、それぞれ「質問者待機席」の席札を置く。 5 答弁者の順番 (1) 一つの分割質問に対して同じ答弁者が複数回登壇することにならないように、質問者は、質問の順序等について極力配慮する。 (2) 一つの分割質問に対して答弁者が複数いる場合は、答弁は、原則として質問順のとおり行う。 6 再質問 (1) 再質問は、答弁漏れがある場合、質問の趣旨から外れた答弁がある場合又は答弁の趣旨を確認する場合に限り行うことができるとし、当初の質問にない事項を取り上げることはできない。 (2) 再質問を行う場合は、挙手し、議長に対し再質問を行いたい旨を告げ、許可を得てから行う。 (3) 一括質問の再質問は、区長等による答弁が終了した後、1回に限り行うことができる。 (4) 分割質問の再質問は、分割した質問に対する区長等による答弁が終了した後、その都度1回に限り行うことができる。

《沿革》 令和元年8月19日 議会改革特別委員会決定

令和元年9月3日 議会運営委員会決定

議長及び副議長の所信表明

議会基本条例 の関係条文	(議長及び副議長の所信表明) 第10条 議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うものとする。
具体的な 運用方法等	1 所信表明の定義 所信表明とは、議長又は副議長として議会運営に関する基本的な考え方や方針を明確にするとともに、就任期間中、具体的にどのようなことに取り組むのか、区民に対し表明することをいう。 2 実施方法 議長及び副議長は、本会議における当選告知後の就任あいさつの際に、所信表明を併せて行うものとする。 【令和5年11月24日議会運営委員会決定】 議長及び副議長選挙において、立候補制は導入しない。

《沿革》 令和3年3月16日 議会改革特別委員会決定

令和3年3月29日 議会運営委員会決定

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）

令和6年11月24日 議会運営委員会決定（一部改正）

多様な広報手段の活用（本会議・委員会）

議会基本条例 の関係条文	（本会議及び委員会の公開） 第11条 議会は、法第115条第1項ただし書に該当する場合又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、本会議及び常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を公開する。 2 議会は、前項の規定による公開に当たっては、多様な広報手段を活用するものとする。
具体的な 運用方法等	本会議及び委員会の公開・広報手段等については、現行の運用を継続するとともに、新たに次のことに取り組む。 ・ 本会議録及び委員会記録について、区議会ホームページで容易に閲覧できるよう、トップ画面から会議録検索システムへアクセスできるようにする。 ・ 現状の映像配信システムを堅持した上で、Y o u T u b e を議会中継のオプションとして活用することの効果を検証するため、試験的に導入した上で、その効果を検証し、本格実施についてはその際に改めて協議する。

《沿革》 令和2年6月29日 区議会広報委員会決定

令和2年7月21日 議会運営委員会決定

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）

令和6年3月18日 議会改革・議会広報改革特別委員会決定（一部改正）

傍聴者に対する必要な措置

議会基本条例 の関係条文	(傍聴) 第12条 議会は、本会議及び委員会を開くときは、審議、審査及び調査の内容について、傍聴者の理解に資するため、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。 2 前項に定めるもののほか、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
具体的な 運用方法等	1 ハード面における措置について 現在、本会議場及び委員会室に磁気ループシステムを設置しているほか、本会議場には車いす利用者専用スペースを設け、委員会室には傍聴者用モニターを設置するなど、傍聴者に対する必要な措置を講じているところであるが、これらに加え、照度を落としている本会議場の照明について、節電の観点を考慮しつつ、傍聴環境の改善を図ることとする。 なお、次の3点については、議会内の然るべき場において検討し、早急に具体化を図るものとする。 (1) 本会議場の傍聴席は狭く、階段も急になっていることから、現在庶務担当課長等が傍聴しているスペースも活用して、バリアフリー化を検討する。 (2) 子連れでも傍聴ができるように、臨時託児室の設置やライブ映像を見ることができる別室の用意を検討する。 (3) 本会議での発言を音声認識システムにより文字化し、タブレットに表示するなど、情報機器を活用した傍聴支援の強化を検討する。 ※ 議会棟のバリアフリー化の検証を行った結果、以下の事項について、有用性が認めれるが、物理的条件があることから、それも含めて庁舎リニューアルプランに基づく特定天井の工事の際に検討するよう、総務部長に申し入れた。 ①議場内の仮設スロープ、②傍聴用の誰でもトイレ、③防音設備を備えた親子傍聴室、④議席へのコンセントの設置、⑤傍聴席に荷物や杖を掛けられるフックの設置、⑥車椅子スペースが分かるような表示、⑦電子表決の実施、⑧演壇の高さ調整、⑨傍聴席のWi-Fi整備 2 ソフト面における措置について 現在、本会議場及び委員会室において手話通訳者の配置を行うなど、傍聴者に対する必要な措置を講じており、当面は現状のとおり運用していく。 3 各種資料提供について 委員会傍聴における利便性の向上のため、区議会ホームページへの掲載資料について、議案及び議案に係る委員会資料（概要及び新旧対照表）に加え、理事者からの報告事項に係る資料を追加して掲載する。ただし、次の資料については、この限りでない。 ・外注資料などのためデータが存在しないもの ・データ容量が大きく、ホームページに掲載できないもの ・有償刊行物など、ホームページへの掲載になじまないもの

《沿革》 令和2年9月16日 議会改革特別委員会決定
 令和2年9月28日 議会運営委員会決定
 令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）
 令和7年1月29日 議会改革・議会広報改革特別委員会決定（一部改正）

傍聴規則の見直し

議会基本条例 の関係条文	(傍聴) 第12条 議会は、本会議及び委員会を開くときは、審議、審査及び調査の内容について、傍聴者の理解に資するため、議案及び会議資料の提供、供覧その他の必要な措置を講じなければならない。 2 前項に定めるもののほか、議会は、区民等が本会議及び委員会を適切に傍聴することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
具体的な 運用方法等	1 傍聴規則の見直しについて 墨田区議会基本条例に掲げる基本理念である、より「開かれた議会」の実現を目指すため、傍聴人受付簿を廃止し、傍聴席に入ることができない者の規定を見直すとともに、身体障害者補助犬の同伴及び合理的な配慮を必要とする者への適切な対応に係る規定を新たに設けるほか、感染症流行時に傍聴の自粛要請その他必要な措置を講ずることができるようにするため、墨田区議会傍聴規則の一部を改正する。 なお、次のことについては、傍聴規則を改正せず、それぞれ対応する。 ・ 感染症対策のため、傍聴者の住所、氏名及び電話番号を記入させることについては、その時々々の社会状況に応じた臨時的な措置であることから、傍聴規則（改正後）第2条第2項の「必要な措置」として、実施についてその都度検討する。 2 飲料水等の持込みについて 傍聴環境の改善の観点から、傍聴者（委員外議員を含む。）について、次のとおり、飲料水等の持込みを認める（資料①「会議への飲料水等の持込みについて」（令和2年5月20日各派交渉会決定））。また、これに伴い、墨田区議会委員会の傍聴取扱い要綱の一部を改正する。 (1) 対象とする会議 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会その他傍聴が認められる会議体とする。 (2) 飲料水等の種類 においが強いものは持ち込まないなど、良識の範囲内とする。 (3) 飲料水等の容器 ふた付きの容器とする。 (4) 置き場所 机上には置かないこととする。ただし、非公開の会議については、この限りでない。

《沿革》 令和2年11月11日 議会改革特別委員会決定

令和2年11月19日 議会運営委員会決定

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）

委員間討議

議会基本条例 の関係条文	(委員会の活動) 第13条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、委員会における審査及び調査に当たっては、委員相互間の議論を十分に尽くし、これを尊重するよう努めるものとする。 2 委員は、区民等に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 3 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、討議を通じて合意形成を目指し、論点、争点等を明確にして委員会運営を行わなければならない。
具体的な 運用方法等	1 対象の会議 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会とする。 2 対象の議題 区長、議員又は委員会が提出する議案及び区民等が提出する請願又は陳情並びに所管事項・付議事件とする。 3 実施手続 (1) 委員長の発議又は委員からの申出により、委員長が論点、争点等を明確にして行う。 (2) 実施時期については、予算・決算特別委員会にあっては、当該款別・総括質疑日の質疑終了後とし、その他の委員会にあっては、委員長の議事整理権の中で行う。 4 理事者の退席 理事者の退席は、求めない。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りでない。 5 発言者 委員長が指名した者とする。 6 発言の回数・時間 (1) 常任委員会及び議会運営委員会 制限は設けない。 (2) 予算・決算特別委員会 当該質疑日における討議時間は60分以内とし、委員長の議事整理権の中で行う。 (3) その他の特別委員会 当該委員会の運営方針を定める中で、併せて協議し決定する。 7 実施時期 令和2年度定例会から実施する。

《沿革》 令和2年1月31日 議会改革特別委員会決定

令和2年2月4日 議会運営委員会決定

議事堂以外での委員会開会

議会基本条例 の関係条文	(委員会の活動) 第13条 4 委員長は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開会することができる。
具体的な 運用方法等	1 目的 墨田区議会基本条例第13条第4項に基づき、議事堂以外の場所において委員会を開会し、多くの区民等に傍聴できる機会を設けることにより、より開かれた議会の実現に資することを目的とする。 2 開会の決定 議事堂以外の場所において委員会を開会しようとするときは、その必要性について委員会で十分に協議を行い、原則として全会一致をもって決定する。ただし、委員長がやむを得ないと認める場合は、出席議員の過半数をもって決定することができる。 3 具体的な開会方法等 議事堂以外の場所において委員会を開会しようとする委員会の委員長は、次の事項について定め、議長に報告する。 (1) 開会日時 (2) 開会場所 (3) 議題 (4) 出席を求める理事者 4 周知等 区議会ホームページ等での広報に加え、各委員においても、多くの区民等が傍聴に来るよう情報発信に努める。 5 「区民等との意見交換会等」との関係 議事堂以外の場所において委員会を開会するに当たっては、墨田区議会基本条例第13条第5項に基づく「区民等との意見交換会等」を併せて開催することについても検討する。

《沿革》 令和2年9月16日 議会改革特別委員会決定

令和2年9月28日 議会運営委員会決定

区民等との意見交換会等

議会基本条例 の関係条文	(委員会の活動) 第13条 5 委員会は、所管する区政の課題等に対処することを目的に、区民等との意見交換会等を開催することができる。
具体的な 運用方法等	1 目的 墨田区議会基本条例第13条第5項に基づき、開かれた議会を実現するとともに、委員会審査等に区民の声を反映し所管する区政の課題等に対処することを目的とする。 2 開催の決定 委員長が委員会に諮り、原則として全会一致をもって開催を決定する。ただし、委員長がやむを得ないと認める場合は、出席委員の過半数をもって決定することができる。 3 具体的な開催方法等 区民等との意見交換会等を開催しようとする委員会の委員長は、次の事項について定め、議長に報告する。 (1) 開催日時 (2) 開催場所 (3) テーマ (4) 意見交換等をする区民等の対象 (5) 実施形式 (6) 公開・非公開の取扱い (7) 理事者の出席 4 開催結果の報告 区民等との意見交換会等を開催した委員会の委員長は、その開催概要を議長に報告する。

《沿革》 令和2年1月31日 議会改革特別委員会決定

令和2年2月4日 議会運営委員会決定

委員会提出議案の取扱い

議会基本条例 の関係条文	(委員会による政策立案及び政策提言) 第14条 2 委員会は、条例案(区長が提出した条例案に対する修正案を含む。次項において同じ。)の提出その他の政策立案及び政策提言を積極的に行うことにより、区の政策水準の向上を図るものとする。
具体的な 運用方法等	「委員会提出議案の取扱いについて」(平成29年5月17日各派交渉会決定)を、次のとおり改める。(変更後→資料②) (変更点) 「執行機関との調整」について、主な確認・調整事項として、①予算との関係、②既存条例等との関係、③組織との関係を加える。これらの確認・調整に関して、委員会の中でも理事者への質疑を行うこととする。

《沿革》 令和2年9月16日 議会改革特別委員会決定
令和2年9月28日 議会運営委員会決定

委員会提出議案の区長等との協議

議会基本条例 の関係条文	(委員会による政策立案及び政策提言) 第14条 3 委員会は、予算を伴う条例案を提出するに当たっては、必要に応じてあらかじめ区長等と協議することができる。
具体的な 運用方法等	「委員会提出議案の取扱いについて」(平成29年5月17日各派交渉会決定)を、次のとおり改める。(変更後→資料②) (変更点) 「執行機関との調整」は、案が提出され次第、委員長が、直ちに理事者と日程調整をして行うこととする。

《沿革》 令和2年9月16日 議会改革特別委員会決定
令和2年9月28日 議会運営委員会決定

特別委員会の見直し

議会基本条例 の関係条文	(特別委員会の設置方針等) 第15条 議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにしなければならない。 2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。 3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。
具体的な 運用方法等	1 見直しの検討・決定機関 特別委員会の見直しについては、議会運営委員会において決定する。 2 見直しの流れ (1) 各特別委員会委員長は、毎年3月末までに、当該特別委員会の1年間の活動状況を様式②にまとめ、議長に報告する。 なお、活動状況を取りまとめるに当たっては、あらかじめ当該委員会において協議を行うこととする。 (2) 議長は、各特別委員会委員長からの報告を基に、特別委員会の見直しについて検討するよう、議会運営委員長に申し入れる。 (3) 議会運営委員長は、議長からの申入れを基に、招集議会までに、特別委員会の見直しについての検討結果をまとめ、議長に報告する。 (4) 議長は、当該報告を基に、招集議会について協議する各派交渉会において、特別委員会の見直しについて協議し決定する。 ※ ただし改選期においては、引継事項として取りまとめ、改選後の各派代表者会・各派協議会において、特別委員会の設置について協議する際の参考資料とする。

《沿革》 令和元年10月15日 議会改革特別委員会決定

令和元年11月20日 議会運営委員会決定

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）

令和6年2月2日 議会運営委員会決定（一部改正）

特別委員会の運営方針

議会基本条例 の関係条文	(特別委員会の設置方針等) 第15条 議会は、特別委員会の設置については、特定事件の調査研究をするという設置目的に鑑み、議会が果たすべき機能を十分に発揮し、区政の課題の変化及び社会経済情勢の変化に的確に対応し得るものとなるようにしなければならない。 2 議会は、毎年、特別委員会の設置について、必要な見直しを行わなければならない。 3 特別委員会は、毎年、その運営に関する方針を定め、これを公表しなければならない。
具体的な 運用方法等	1 運営方針の決定方法 各特別委員会委員長は、毎年、招集議会後、初めて開会する特別委員会において、特別委員会の見直しについての報告を踏まえ、当該特別委員会の年間の運営方針を協議し決定し、様式③にまとめ、議長に報告する。 2 運営方針の内容 運営方針には、次の内容を定める。 ア 調査の目的 イ 調査のテーマ及びその内容 ウ 調査の期間及びスケジュール エ 調査の手法等 3 運営方針の公表方法 議長は、各特別委員会委員長からの運営方針の報告後、速やかに区議会ホームページにおいて公表し、直近の区議会だよりにその概要を掲載する。

《沿革》 令和元年10月15日 議会改革特別委員会決定

令和元年11月20日 議会運営委員会決定

政策会議

議会基本条例 の関係条文	—(政策会議)— 第16条 議会は、政策立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、政策会議を開催するものとする。 2 政策会議は、政策立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。 3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。
具体的な 運用方法等	1 位置付け 非公式の会議体とし、会議は非公開とする。 ただし、委員外議員の傍聴は可とする。 2 協議事項 (1) 議会の政策立案及び政策提言のテーマ選定並びに当該テーマを調査・検討する特別委員会の設置に関すること。 (2) 特別委員会の見直しに関すること。 (3) 墨田区議会基本条例第20条の規定に基づく区民等との意見交換会等について、開催の是非及び開催する場合のテーマ、実施方法等に関すること。 3 委員の構成 (1) 交渉会派についてはその所属議員数を、交渉会派以外の会派及び会派に所属しない議員についてはその合計議員数を、それぞれ3で割った数(端数切捨て)の委員を選出し、委員の中から正副座長を選出する。 (2) 委員の任期は、毎年、招集議会の日から1年間とする。 ただし、令和元年度については、委員選出の日から次年度の招集議会の日までとする。 (3) 任期途中で委員を交替しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 4 開会時期 政策会議は、座長が毎年4月(改選期を除く。)に招集し、招集議会までに検討結果をまとめる。ただし、座長が必要があると認めるとき又は議長若しくは委員定数の4分の1以上の委員から要求があったときは、臨時に開くことができる。 5 議事 (1) 原則として全会一致とする。 ただし、座長がやむを得ないと認める場合には、出席委員の過半数をもって決定することができる。 (2) 座長は、必要があると認める場合には、関係理事者の出席を求めることができる。 6 報告書の作成及び公表 (1) 座長は、検討結果を報告書にまとめ、議長に提出する。 (2) 議長は、当該報告書を速やかに区議会ホームページにおいて公表し、直近の区議会だよりによりその概要を掲載する。 【令和6年2月2日議会運営委員会決定】 政策会議を廃止するため、議会基本条例の一部を改正する。なお、政策会議の役割である特別委員会の見直し・設置検討については、当面の間、議会運営委員会(議会改革)で担うこととする。

《沿革》 令和元年12月22日 議会改革特別委員会決定

令和2年1月28日 議会運営委員会決定

令和2年1月28日 議会運営委員会決定(一部改正)

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定(一部改正)

令和6年2月2日 議会運営委員会決定(廃止)

政務活動費に関する透明性の確保

議会基本条例 の関係条文	(政務活動費) 第17条 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その適正な執行について、透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。
具体的な 運用方法等	1 後払い方式の検討 次の理由から、後払い方式は不採用とする。 ただし、会派における所属議員への支払に当たっては、事前に領収書等を確認した上で支出する「後払い制」を徹底する。 ア 後払い方式とした場合、政務活動費が交付されるまでは、各会派又は議員が立て替える必要があり、使途内容によっては立替えの負担が大きくなるため、自由な政務活動の支障となる。 イ コピー機やパソコンのリース料、新聞や雑誌の購読料など、毎月の支出が発生しているものがあり、立替え額の負担を減らそうとすると、精算を頻繁に行わなければならないため、会派内での事務が煩雑になる。 ウ 総務部や議会事務局における交付及びチェックに係る事務作業が増えるため、人件費が増大する。 2 第三者機関の設置及びチェック 政務活動費の適正な執行に関して、政務活動費に精通する学識経験者等の専門的知見を活用し、政務活動費の使途や運用指針等に関する意見などを必要に応じて求める。 3 交付額の減額 次の理由から、現行の定額制を維持し、限度額制は導入しない。 ア 残余が生じたときは返還することとなっているため、あらかじめ交付額を減額する必要はない。 イ 今後は、政策立案のために調査活動がますます必要になるため、当面状況を見守る必要がある。 4 交付時期及び回数の見直し 次の理由から、現在の半期ごと（4～9月及び10月～翌年3月）の交付並びに年1回（4月）の収支報告書及び領収書等証拠書類の提出は、現状のとおりとする。 ア 現状の半期ごとの交付は、四半期ごとの交付と比べ、各会派又は議員が立て替える必要性が少ないため、政務活動の計画が立てやすい。 イ 収支報告書等の提出を半年ごとや四半期ごとに変更した場合、9月議会や決算特別委員会などの時期と重なることとなり、総務部及び事務局における事務がふくそうする。

《沿革》 令和2年1月31日 議会改革特別委員会決定

令和2年2月4日 議会運営委員会決定

多様な広報手段の活用（議会活動）

議会基本条例 の関係条文	（情報の公開及び説明責任） 第18条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。
具体的な 運用方法等	議会活動の公開・広報手段等については、現行の運用を継続するとともに、新たに次のことに取り組む。 ・ 区議会だよりの紙面で使用する書体は、全ての読者に配慮するため、ユニバーサルデザインフォントを採用する。 ・ 区議会ホームページにおける会派別の議員名簿については、氏名に加え、区議会事務局に届出のあった会派内の役職を掲載する。 ・ 議会活動の公開の観点から、申合せ等を含む墨田区議会関係例規集に掲載している規程は、区議会ホームページにおいて全て公開する。 ・ 定例議会ポスターについて、希望する議員に対しては電子媒体で配布する。

《沿革》 令和2年6月29日 区議会広報委員会決定決定
 令和2年7月21日 議会運営委員会決定
 令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）

広報の内容及びあり方の検証

議会基本条例 の関係条文	(情報の公開及び説明責任) 第18条 2 議会とは、広報の内容及びあり方について不断に検証するものとする。
具体的な 運用方法等	1 検証の方法 広報の内容及びあり方の検証については、墨田区議会の広報に関する取扱内規（平成12年12月11日12墨議第486号）に基づき設置される「区議会広報委員会」において、検証する。 2 区議会だよりの見直し・検証 令和5年度における墨田区議会広報委員会での協議内容を踏まえ、「すみだ区議会だよりの見直し・検証」について、まず、見直しに当たっては、各会派からの意見開陳を受け、論点を4項目に整理した上で、議会広報の先進自治体の事例調査も行い、それらを踏まえて具体的な検討を進め、協議を重ねた結果、以下のとおり取り扱うこととする。 【結論】 「すみだ区議会だよりの見直し・検証」を進めるにあたり、課題整理を行い、次の4点について見直しの主な方向性として結論を出した。A4版の冊子への変更実施に当たっては、引き続き、更なる協議を重ねる必要があるため、各会派からの意見（資料⑥のその他の編集に係る細かい事項）を申し送りした上で、次年度以降に協議されることを望む。 ①紙面構成の改善について 議会だよりのづくり（サイズ、文字の向き、綴じ方）の中で、紙面サイズ（現状：タブロイド版）については、23区内の他自治体の事例調査、コスト分析の実施、制作体制の整備強化（民間活力の導入を含む）といった点を考慮しながら、A4版の冊子へ変更する。 ②閲読率の向上に向けての配布方法（全戸配布への拡大）について 全戸配布は行わず、まずは配布場所の増設やSNS等での配信などの充実に取り組んでいくとともに、他自治体の事例調査も行っていく。 ③民間活力の導入について 紙面サイズの結論も踏まえた上で、デザインや評価など、専門的知識が必要な部分での民間活力の導入を検討した上で進めていく。 ④議員への取材を取り入れるかについて 議員へ取材した記事等は掲載しないこととする。ただし、改選期において、各議員の写真と合わせて簡潔なコメントも掲載できるよう検討する。

《沿革》 令和2年7月15日 区議会広報委員会決定

令和2年7月21日 議会運営委員会決定

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）

令和7年3月18日 議会改革・議会広報改革特別委員会（一部改正）

議員の賛否状況の公開

議会基本条例 の関係条文	(情報の公開及び説明責任) 第18条 3 議会は、議案、請願等に対する議員の賛否状況を公開する。
具体的な 運用方法等	議案、請願等に対する議員の賛否状況については、現行どおり、区議会ホームページで公開する。また、区議会だよりにおいて各会派の賛否状況を掲載する。

《沿革》 令和2年6月29日 区議会広報委員会決定

令和2年7月21日 議会運営委員会決定

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）

区民等の参加及び意見反映の機会確保

議会基本条例 の関係条文	(区民参加の推進) 第19条 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。
具体的な 運用方法等	1 区議会に関するアンケートの実施について (1) 区議会だより 区議会だより第180号(平成25年8月6日発行)の紙面上で実施した方法を参考として、令和3年度から、6月議会号において隔年実施する。 なお、質問項目、実施方法等の詳細については、区議会広報委員会において協議するものとする。 (2) アンケートサイト アンケートサイトを構築し、これを恒常的に公開する。アンケートの集計は、一定期間ごとに行い、区議会だより定例議会号について協議する区議会広報委員会において報告する。 また、アンケートサイトにアクセスできるQRコードを作成し、区議会だより、定例議会ポスター、傍聴者への注意事項などに記載し、アクセス性の向上を図るものとする。 (3) 議事堂以外で開会する委員会 委員会を議事堂以外で開会する場合は、議会改革特別委員会の前例を参考として、傍聴者アンケートを実施する。 2 中学生区議会について 中学生区議会は、企画経営室・教育委員会・区議会の三者共催で実施しており、区議会も実施主体の一つであることから、これまで事前研修の場において議長による講話や事務局による議会制度説明などを行ってきたが、今後、議員が中学生議員と交流を行うなど、議会の関わりをより強化していくよう調整を行っていく。 3 議会における意見交換会等の開催について 【令和6年2月2日議会運営委員会決定】 議会基本条例第19条を根拠とする区民等との意見交換会の開催については、必要に応じて然るべき場で検討することとし、その際は休日・夜間の開催、オンラインを活用したハイブリッド型での開催を検討する。

《沿革》 令和3年2月9日 議会改革特別委員会決定

令和3年2月15日 議会運営委員会決定

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定(一部改正)

令和6年2月2日 議会運営委員会決定(一部改正)

多様な意見聴取の方法

議会基本条例 の関係条文	(区民参加の推進) 第19条 2 議会、本会議及び委員会の運営に当たり、必要に応じて、法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度その他多様な意見聴取の方法を用いて、区民等、利害関係を有する者又は学識経験を有する者の意見を議論に反映させるものとする。
具体的な 運用方法等	1 公聴会及び参考人制度について 議会及び委員会の判断により、審議等に必要な範囲で、地方自治法第115条の2第1項及び第2項の規定による公聴会及び参考人制度の積極的な活用を図る。 ただし、公聴会については、区長提出議案の場合、準備や手続に相応の時間を要することとなるため、まずは、請願・陳情及び議員提出議案又は委員会提出議案について、その実施可能性を検討していく。 2 学識経験者等による専門的事項に係る調査について 地方自治法第100条の2を根拠とする区内の大学等との連携については、その都度、実施について検討する。 3 パブリック・コメントについて 議会が提案しようとする政策的な条例等の策定及びこれらの重要な改正等に係る意思決定過程において、区民等の意見の聴取・反映の機会を確保し、もってより開かれた議会の実現及び議会活動の活性化に寄与するため、パブリック・コメントを実施する。

《沿革》 令和3年2月9日 議会改革特別委員会決定
令和3年2月15日 議会運営委員会決定

請願及び陳情提出者からの意見聴取

議会基本条例 の関係条文	(区民参加の推進) 第19条 3 議会とは、請願及び陳情の審議及び審査に当たっては、その趣旨を十分に理解するために、請願及び陳情の提出者の意見を聴取する場を設ける。
具体的な 運用方法等	本区議会では、請願・陳情の提出者からの意見聴取の場を設けている(資料③請願・陳情者からの意見聴取(趣旨説明)の実施について)。これは、提出者から、30分程度、直接、意見等を聴取するものであり、請願・陳情の提出に至った背景やその願意の説明を受けるとともに、提出者への質疑を行っている。 こうした対応は、他議会と比較しても充実したものであるため、当面は現行どおり運用する。 なお、委員会等の公式の場における意見聴取については、区民参加の推進の観点から重要であるが、提出者の負担になることも想定されるため、将来的な課題として、然るべき場で検討していくこととする。 また、委員会における意見聴取については、更なる区民参加の推進の観点から、「委員会開会中における請願者の意見聴取(趣旨説明)について」(資料④)のとおり実施する。

《沿革》 令和3年3月16日 議会改革特別委員会決定

令和3年3月29日 議会運営委員会決定

令和7年1月29日 議会改革・議会広報改革特別委員会決定(一部改正)

区長等の反問・反論

議会基本条例 の関係条文	(区長等との関係) 第20条 2 議会における審議、審査及び調査をより充実させるため、本会議及び委員会において、区長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨又は内容に関して反問又は反論をすることができる。
具体的な 運用方法等	1 用語の定義 (1) 反問 区長等が、議員の質問及び質疑に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨や意図を確認し、論点をはっきりさせるために行う質問をいう。 (2) 反論 区長等が、議員の質問及び質疑に対して、反対の意見や建設的な意見を述べるために行う発言をいう。 2 主体 「区長等」とは、墨田区議会基本条例で定義しているとおり、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいい、その事務を補助する職員も含まれるものである。したがって、本会議及び委員会に出席している副区長、教育長、部長及び課長も反問又は反論をすることができる。 3 手続 本会議又は委員会において、議員の質問及び質疑に係る発言が終わった後、挙手し、議長又は委員長に対し反問又は反論を行いたい旨を告げ、許可を得てから行う。議長又は委員長は、議事進行に支障がない範囲において、これを許可する。 《基本パターン》 〇〇部長 〔挙手〕 「議長（委員長）、〇〇部長。ただ今の質問（質疑）に関して、 ・・・の点について、・・・がありますので、反問（反論）の 許可をお願いします。」 議長（委員長） 「反問（反論）を許可します。〇〇部長。」 〇〇部長 ～反問・反論～ 議長（委員長） 「◇◇議員（委員）。」 ◇◇議員（委員） ～反問・反論に対する回答～ 議長（委員長） 「以上で、反問（反論）を終了します。」 4 回数及び時間の制限 (1) 回数は、制限しない。 (2) 反問又は反論に対する議員の発言は、墨田区議会会議規則第53条に規定する質疑の回数に含めない。 (3) 反問又は反論の発言及びこれらに対する議員の発言に係る時間については、本会議においては各議員に割り振られている発言時間に含めず、予算特別委員会及び決算特別委員会においては各委員に割り振られている発言時間に含める。

《沿革》 令和元年8月19日 議会改革特別委員会決定

令和元年9月3日 議会運営委員会決定

請願及び陳情の処理経過及び結果報告

議会基本条例 の関係条文	(区長等との関係) 第20条 3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるとともに、その処理の経過及び結果について、区長等に対し報告を求めるものとする。
具体的な 運用方法等	1 報告を求める請願・陳情 請願及び陳情のうち、議会が採択し、執行機関に送付したものとする。 2 報告の方法 区長等は、1に掲げる請願及び陳情に対する一定の措置又は決定を行った場合は、その直後に開かれる所管の常任委員会又は特別委員会において報告を行うものとする。 なお、所管の委員長は、区長等が当該措置又は決定を行う前でも、その時点での処理経過について議会に報告するよう、議長を通じ、区長等に求めることができる。 3 実施時期 令和3年度定例会から実施する。 なお、現行の定例議会ごとに行っている請願・陳情の処理経過及び結果の報告については、廃止する。

《沿革》 令和3年3月16日 議会改革特別委員会決定
令和3年3月29日 議会運営委員会決定

決議に関する事後の状況、対応等報告

議会基本条例 の関係条文	(区長等との関係) 第20条 4 議会は、本会議において可決された決議に関する事後の状況、対応等について、区長等に対し報告を求めるものとする。
具体的な 運用方法等	1 報告を求める決議 本会議において可決された決議のうち、区の事務に関するものとする。 2 報告の方法 区長等は、決議に対する一定の措置又は決定を行った場合は、その直後に開かれる所管の常任委員会又は特別委員会において報告を行うものとする。 なお、所管の委員長は、区長等が当該措置又は決定を行う前でも、その時点での検討状況について議会に報告するよう、議長を通じ、区長等に求めることができる。 3 実施時期 令和2年度定例会から実施する。

《沿革》 令和2年1月31日 議会改革特別委員会決定
令和2年2月4日 議会運営委員会決定

区長等の議会への説明及び資料提出

議会基本条例 の関係条文	(議会への説明等) 第21条 区長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、議会にその内容を説明するものとする。 2 区長等は、重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。 3 前項に規定するもののほか、区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。
具体的な 運用方法等	1 第1項について 墨田区議会申合せにより、当初予算の各会派に対する説明は各派交渉会において聴取することとなっており、また、各会派の所属議員及びいずれの会派にも属していない議員に対しても要請により独自に対応することとされている。さらに、予算特別委員会及び決算特別委員会において、その第1日目に説明がなされている。 これらのことから、第1項の規定については、現行どおり運用する。 2 第2項について (1) 「重要な計画、政策、施策若しくは事業」とは、区政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画並びに区政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定めるものとする。 (2) 区民生活に関連する重要な施策や手続を定め、又は区民等に義務を課し、若しくは権利を付与・制限することを内容とする条例の制定又は改廃については、その内容及び根拠等について説明を求めるものとする。 (3) 補正予算に関しては、その事業概要を記載した資料の提出を求める。 3 第3項について 議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、現に存在し情報公開が可能な資料については、提出及び説明をすることを基本とする。 ただし、その量が膨大であるなど、事務的に著しい困難を伴うものである場合は、この限りでない。 なお、特別委員会から提出された提言書に関する事後の状況、対応等については、特別委員会から提出された提言書は、墨田区議会基本条例第14条に規定された「委員会による政策立案及び政策提言」であることから、報告を求める。 報告の手法については、提言書の内容に関して特に予算化等したものについては、年に一回、年度末までに議会に文書で報告することを理事者側に求め、提出があった時点で全議員に配布することとする。 ただし、これは「〇〇提言書に関する報告」としてのとりまとめであり、各委員会において提言書における個別事項を報告事項として取り扱うことを妨げるものではない。 また、詳細な報告方法については別途協議するものとする。

《沿革》 令和2年9月16日 議会改革特別委員会決定

令和2年9月28日 議会運営委員会決定

令和6年3月27日 議会運営委員会決定（一部改正）

令和7年1月29日 議会改革・議会広報改革特別委員会（一部改正）

研修

議会基本条例 の関係条文	(研修の実施) 第22条 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力を高めるとともに、自らの見識を深めるため、不断の研さんを行わなければならない。 2 議会は、前項に規定する目的に資するため、研修会等を行わなければならない。
具体的な 運用方法等	次の3つの研修会を開催する。 1 議員研修会【毎年】 (1) 目的 議会審議の参考とすることをはじめ、議員の資質向上及び議会活動の活性化を図ることを目的とする。 (2) 開催頻度・対象者 年1回(毎年1月頃)を原則として、議員及び関係理事者を対象に開催する。ただし、予算の範囲内であれば、複数回開催することもできるものとする。 (3) 開催方法 一般傍聴の可否など具体的な開催方法については、各派交渉会において協議し決定する。 2 議員研修会【改選後】 (1) 目的 区の組織、事務分掌及び事業概要について、理解を深めることを目的とする。 (2) 開催時期・対象者 改選後、初当選議員及び希望する議員を対象に開催する。 (3) 開催方法 各部の部長級職員による講義形式で開催する。 3 特別委員会における研修会 (1) 目的 特別委員会の調査事項に資することを目的とする。 (2) 開催頻度 設置期間中に1回開催することを原則とするが、必要に応じて複数回とすることも可能とする。 (3) 開催方法等 委員長は、次の事項について委員会で決定し、議長に報告する。なお、講師の依頼、委託契約の締結などの手続は、議長を経て行うものとする。 ア 開催日時・場所 イ テーマ ウ 講師

《沿革》 令和3年3月16日 議会改革特別委員会決定

令和3年3月29日 議会運営委員会決定

令和6年3月27日 議会運営委員会決定(一部改正)

財政上の措置の要求

議会基本条例 の関係条文	(財政上の措置) 第24条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な財政上の措置を区長に求めるものとする。
具体的な 運用方法等	1 議会費の予算要求について 各派交渉会において事前協議した後、事務局において要求する。 2 予算編成に関する通達、依命通達等について 予算編成に関する通達、依命通達等は、区長に予算編成権が専属していることから尊重すべきものであるが、二元代表制の趣旨に鑑みれば、当該通達、依命通達等の内容も踏まえて予算を審議することとなることから、議会基本条例第25条に定める議事機関としての機能を充実するための予算要求を必ずしも妨げるものではないものとする。 3 予算を伴う議会提出条例案の区長との事前調整について (1) 委員会が予算を伴う条例を提案する場合、当該委員会は、必要な予算上の措置に関して、あらかじめ区長と十分に調整を行う。 (2) 会派又は議員が予算を伴う条例を提案する場合の取り決めについては、各派交渉会、議会運営委員会など、然るべき場において改めて協議するよう、議長に申し入れる。

《沿革》 令和3年3月16日 議会改革特別委員会決定

令和3年3月29日 議会運営委員会決定

令和5年3月16日 議会改革特別委員会決定（一部改正）

議会図書室の管理及び運営（区立図書館との連携及び議会図書室の機能強化）

議会基本条例 の関係条文	（議会図書室） 第25条 議会は、議会図書室（法第100条第19項に規定する図書室をいう。以下同じ。）に同項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料（電磁的記録を含む。）を収集し、及び保管するものとする。 2 議会図書室の管理及び運営については、議長が別に定める。
具体的な 運用方法等	1 区立図書館との連携強化について （1）区議会事務局における図書・資料の借出し・返却 区立図書館が所蔵する図書・資料のうち、議会活動又は議員活動に関し必要なものについて、区議会事務局を借主とし、区議会事務局において借出し又は返却できるようにする。 （2）議会図書室への特設コーナーの設置 区議会事務局は、適宜、あらかじめ選定したテーマに沿った図書・資料について、区立図書館蔵書のうち貸出し可能なものの中から借り出し、議会図書室内に特設コーナーを設置し、当該図書・資料を貸し出すものとする。設置期間は、2週間を基本とする。なお、テーマについては、各会派からの希望を踏まえ、事務局において議長と協議して決定する。 （3）区議会事務局を通じたレファレンスサービスの利用 議会活動又は議員活動に関するレファレンスサービスについては、区議会事務局において受け付け、ひきふね図書館に照会し回答を得て、区議会事務局から回答する。 2 議会図書室機能の電子化の推進 パソコン等で議会図書室の蔵書を行政課題ごとに体系的な検索ができるように、図書目録を電子化したリストを作成する。また、外部データベース等の活用については、ペーパーレス化の進捗に併せて検討を行っていく。 3 一般利用の促進について 議会図書室は区民等も閲覧できることを周知する。また、会議録など議会独自の資料を閲覧しやすくするよう、図書室内の案内表示やレイアウト等を工夫し、利用者の利便性の向上に努め、一般利用の促進を図る。

《沿革》 令和2年11月11日 議会改革特別委員会決定

令和2年11月19日 議会運営委員会決定

政治倫理に関する規程

議会基本条例 の関係条文	(議員の政治倫理) 第26条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。
具体的な 運用方法等	1 条例案等の取りまとめ 令和元年度から令和3年度までの3か年にわたり、特別委員会での協議及び運営協議会での事前調整等を重ね、条例、条例施行規程及び逐条解説の各案を取りまとめた。 なお、条例案の取りまとめに当たっては、墨田区議会のパブリック・コメント手続に係る基準に基づき、広く区民等に対する意見公募の手続を行った(令和4年2月1日から28日まで)。 2 議案の提出方法 本条例の制定に係る議案については、委員会提出議案として提出することとした。なお、令和3年度定例会2月議会での上程を目指し、その取扱いについて、議長へ申し入れることとした。

《沿革》 令和4年3月16日 議会改革特別委員会決定
令和4年3月29日 議会運営委員会決定

災害時の対応に関する規程

議会基本条例 の関係条文	(災害時の対応) 第27条 議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために区長等と連携するものとする。 2 前項の規定による議会の具体的な対応については、議長が別に定める。
具体的な 運用方法等	1 議会BCP（業務継続計画）の策定について 「墨田区議会BCP（業務継続計画）」を策定する。 2 既存の規程等について 「震災等災害時の墨田区議会対応規程」（平成26年9月30日26墨議第525号）及び「全国瞬時警報システム（Jアラート）が発令された場合の区議会の対応について」（平成29年9月28日各派交渉会決定）については、本計画にその内容を全て取り込んだことに伴い、廃止する。

《沿革》 令和3年1月25日 災害対策特別委員会決定
令和3年1月29日 議会運営委員会決定

見直し手続（開かれた委員会の場合での協議）

議会基本条例 の関係条文	第29条 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において1回以上検証する。 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃することが必要であると認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。 3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を公表するものとする。
具体的な 運用方法等	1 今期（第19期）の見直し手続について （1）令和4年度議会改革特別委員会における検討方法 今期中における運用実績等を踏まえ、議会基本条例の条文、逐条解説及び議会基本条例の運用に係る検討課題の検討結果（条文に関連しないものを含む。以下同じ。）について、見直し及びその他関係例規等の制定改廃の必要性を検討する。その際、過去の協議結果を尊重し、現時点で運用実績がない、又は状況に変化がない事項等については、原則として現状を維持するものとする。 また、一事不再議の原則から、過去に議論し、一定の結論が出ている事項については、同じ議論を繰り返さないよう努めることとする。 （2）条例、規則等の制定改廃 検討の結果、制定改廃の必要のある条例又は会議規則については、令和4年度定例会2月議会に、委員会提出議案として提出する。ただし、傍聴規則、要綱等の制定改廃については、随時行うこととする。 （3）「（仮称）議会改革に関する報告書」の作成 本区議会における議会改革及び議会基本条例の具体的な運用方法等をまとめ、今後の議会改革の基本指針となる「（仮称）議会改革に関する報告書」を作成する。 当該報告書には、①本区議会における議会改革の沿革、②議会改革PDCAサイクルの考え方、③議会基本条例の条文と逐条解説、④各課題の検討結果と運用実績を掲載する。なお、当該報告書は、改選後、議員に配布するものとする。 （4）措置及び検討経過の公表 議会基本条例第30条第2項及び第3項に基づき講じた措置内容及びその公表については、令和4年度定例会2月議会最終本会議において、委員長報告として行うこととし、併せて議会ホームページにその内容を掲載することとする。 2 次期以降の見直し手続及び議会改革の在り方について 各期の最終年度（4年目）においては、議会改革特別委員会を設置（必置）し、「（仮称）議会改革に関する報告書」を基に、条例及びその運用について見直し・検証を行う。併せて、墨田区議会として、引き続き区民への情報発信等を含めた議会改革に取り組んでいくとともに、「開かれた議会」「議会活動の活性化」の更なる進展に向けて、不断の努力を重ねていくこととする。

《沿革》 令和4年7月12日 議会改革特別委員会決定

令和4年9月5日 議会運営委員会決定

常任委員長による本会議質問及び次年度への引継ぎ

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 常任委員長による本会議質問 常任委員長による本会議質問については、議会の政策形成サイクルの構築、委員会活動の活性化等の観点から重要であるが、現状、区長が委員会に出席しており、本会議でなくとも質問をすることが可能であるため、将来的な課題とする。 2 常任委員長による次年度への引継ぎについて 常任委員会の委員の任期が1年であること、常任委員会における議案審査等が次年度に継続することは少ないこと等に鑑み、常任委員長による引継ぎについては、現行どおり、原則、不要とする。 ただし、事案の性質上、次年度に引き継ぐ必要がある場合については、次のとおり取り扱うこととする。 なお、後継の常任委員会は、当該引継ぎに拘束されるものではない。 前年度 ① 【委員会】当該事案に係る協議を次年度へ引き継ぐことを決定する。 ② 【各派交渉会】委員長から当該事案の内容及び協議状況について説明を行い、次年度へ引き継ぐことについて決定を得る。 ▼ 次年度 ③ 【勉強会（非公開）】前委員長等から当該事案の内容及び協議状況について説明を聴取する。 ④ 【委員会】当該事案に係る協議を引き継ぐことを決定する。

《沿革》 令和3年10月15日 議会改革特別委員会決定
令和3年11月22日 議会運営委員会決定

審議会委員等への就任辞退

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	区長等の附属機関である審議会等の委員に議員が就任することについては、審議会等における議論の活性化が図れること、行政への監視機能を果たせること等、議会としてはメリットが大きいと考えるため、当面、現行どおりとする。 なお、審議会等の委員に議員が就任することについては消極的な見解もあるため、状況の変化等を捉えて、随時、検討を重ねていくこととする。 また、審議会等の委員の選任者は区長であることから、本検討課題については執行機関においても考え方を整理するよう求めることとする。

《沿革》 令和４年１月７日 議会改革特別委員会決定
令和４年１月２８日 議会運営委員会決定

文書質問

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	文書質問については、現時点において様々な意見や考え方があることを共通認識とし、将来的な課題とする。 ＜主な意見＞ ・各委員会でも発言時間があり、本会議でも質問することが可能である。十分に発言する機会があるため、文書質問は不要と考える。 ・議会全体で要望書等を提出するなど、仕組みが整っているため、理事者側の負担も考えると特段文書での質問は必要はない。 ・個別事案であれば各理事者に問い合わせれば、おおむねのことは分かるため、文書での質問は必要ない。 ・通年議会となって質問できる機会が増えていることから、文書質問の必要性は低い。ただし、災害や感染症の流行など緊急時には、一般質問の代替手段として文書質問の実施を検討してもいいのではないかと考える。 ・議会のチェック機能を充実させるためにも行うべきであり、文書で質問し、回答を得たものについてはオープンにすることで、同様の質問は減り、逆に理事者の負担も減ると考える。 ・議員は質問することが仕事である。ただし、議会期間中には常任委員会等があるため、そこで中心に質問し、そうでない時に規則を決めた上で文書質問をやるべきと考える。

《沿革》 令和４年１月７日 議会改革特別委員会決定
令和４年１月２８日 議会運営委員会決定

決算審査結果の予算への反映

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 委員間討議報告書の作成 決算に対する議会の評価として、決算特別委員会において各会派等が合意した内容を記載した「委員間討議報告書」（様式④）を作成し、議長を通じて区長に提出するものとする。 2 具体的な作成・提出方法 （１）決算特別委員会における決算審査の中で、各会派等で共通した意見等があれば、委員長はこれを取りまとめ、委員間討議を通じて合意形成を図る。 （２）合意した内容について委員間討議報告書を作成することについて委員会決定を得る。 （３）委員長において委員間討議報告書を作成し、議長に提出する。 （４）議長は、提出された委員間討議報告書を区長に送付する。 3 備考 （１）委員間討議報告書の記載事項については、決算特別委員会で形成された意見であることを踏まえ、区長はこれを尊重するものとする。 （２）委員間討議報告書は事実上の報告書であり、義務的に予算への反映を求めるものではないことから、これに対する回答は求めないものとする。

《沿革》 令和３年１０月１５日 議会改革特別委員会決定
令和３年１１月２２日 議会運営委員会決定

議決事件の拡大

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 基本構想及び基本計画について (1) 基本構想 【令和5年9月28日議会運営委員会決定】 基本構想については、地方自治法第89条第2項及び第96条第2項の規定により、議決事件として取り扱うこととする。 (2) 基本計画 基本計画については、議決事件に追加しない。ただし、次のとおり取り扱うこととする。 ア 策定に当たっては、従来どおり特別委員会を設置して調査を行う。 イ 改定に当たっては、常任委員会における報告事項とするか特別委員会を設置して調査を行うか等について、然るべき時期に改めて検討する。 2 定期借地権について 長期間にわたる定期借地権の設定については、実質的に売却と同視されることから、その重大性に鑑み議決事件に追加する。ただし、地方自治法第96条第1項第8号及び地方自治法施行令第121条の2第2項及び別表第4の規定（不動産又は動産の売払い）の趣旨を踏まえ、1件につき5,000平方メートル以上のものに限るものとする。 なお、これに伴う条例案については、速やかに提出するよう区長に申し入れる。 3 定期借家権について 定期借家権の設定については、一定規模以上の区有財産の貸付に関する考え方として整理をしておく必要があるが、調査・研究に時間を要するため、本委員会において引き続き検討するものとする。（令和6月23日条例改正により議決事件に追加済み）

《沿革》 令和3年3月16日 議会改革特別委員会決定

令和3年3月29日 議会運営委員会決定

令和5年9月28日 議会運営委員会決定（一部改正）

議員定数のあり方

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 基本的な考え方 議員定数は、政策形成・行政監視といった議会本来の役割を十分に果たし、区民等の多様な意見を区政に反映するために、社会情勢、区の財政状況等を総合的に勘案して決定するものとする。 2 議員定数を見直す際の具体的な方法 議長は、議会を取り巻く状況等を勘案し、議員定数の見直しが必要であると判断したときは、これを調査・検討する特別委員会を設置する。当該委員会は、専門的知見を活用するため有識者の参考人招致を行うとともに、墨田区議会基本条例第19条第1項に規定する区民等との意見交換会等の開催、議会のパブリック・コメント手続等を通じて、区民等の声を議論に反映していくよう努めるものとする。

《沿革》 令和4年3月16日 議会改革特別委員会決定
令和4年3月29日 議会運営委員会決定

議員報酬のあり方

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	議員報酬については、社会情勢、区の財政状況等を総合的に勘案して決定するものとする。 なお、議員報酬のあり方については、国及び地方において議論されているところであるため、その動向を注視していく。

《沿革》 令和４年３月１６日 議会改革特別委員会決定
令和４年３月２９日 議会運営委員会決定

本会議及び委員会におけるパネル等の使用

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	令和元年12月10日の各派交渉会において、本特別委員会において調査・検討することとされた「本会議におけるパネルの使用」については、委員会における取扱いも含め検討した結果、墨田区議会本会議及び委員会におけるパネル等の使用に関する取扱基準を定め、令和2年度定例会から運用を開始するよう、議長に申し入れる。

《沿革》 令和2年3月27日 議会改革特別委員会決定
令和2年5月20日 議会運営委員会決定

タブレット端末の配布（ペーパーレス化）

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 区議会ペーパーレスシステムの導入 (1) クラウドの選定 令和4年度のペーパーレス化の試行実施に当たっては「SideBooks」を導入することとし、議会におけるペーパーレス化について検証する。 (2) 運用開始時期 令和4年度定例会招集議会 ※本会議の議事運営を協議する各派交渉会、議会運営委員会を含む。 2 区議会ペーパーレスシステムの運用方法等 (1) 本会議及び委員会等におけるタブレット端末等の運用基準 本会議及び委員会等においてタブレット端末等を使用することとなるため、運用基準として「本会議及び委員会等におけるタブレット端末等の使用について」を定め、令和4年度から運用を開始する。 (2) 区議会ペーパーレスシステムの運用に伴う確認事項 区議会ペーパーレスシステムの運用に当たり、事前準備に必要な事項や、あらかじめ共有しておく必要がある事項について、「区議会ペーパーレスシステムの運用に伴う確認事項」のとおり確認する。 【参考】令和2年度決定事項 1 クラウドの導入 (1) タブレット端末の配布は見送ることとし、ペーパーレス化に必要なクラウドを導入する。 (2) クラウドの導入に当たっては、議員個人が所有しているタブレット端末等を使用することとなるため、導入するクラウドの推奨環境（OS等）に応じた端末を各議員が用意することとする。 2 クラウドの導入時期・スケジュール (1) 導入時期 令和4年度に導入する。 (2) 導入スケジュール ア 令和3年度 課題整理、理事者調整、クラウド選定、予算要求など イ 令和4年度 クラウドの導入、導入後の検証など 3 その他 (1) 全議員へのタブレット端末の配布の見送りに伴い、ペーパーレス以外の機能（日程・連絡調整機能、災害時の情報共有・伝達機能、オンライン会議機能）については、必要に応じて別途検討する。 (2) 令和4年度のクラウドの導入実績を踏まえ、令和5年度以降、全議員へのタブレット端末の配布等について、必要に応じて別途検討する。

《沿革》 令和4年3月16日 議会改革特別委員会決定

令和4年3月29日 議会運営委員会決定

本会議における委員会審査報告（報告者、質疑等）

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 委員会審査報告書の記載内容の見直し 委員会に付託された議案、請願及び陳情等の審査における経過及び結果報告の一環として、議案等に対する賛否の状況を審査報告書に記載することとする。 なお、変更の開始時期については、年度における統一性の観点から、来年度からとする。 2 報告の方法 現状、特別委員会における調査報告では、本会議において委員長自らが登壇して報告している。また、それ以外の審査報告では、審査報告書を配布し、区議会事務局次長が審査報告書を朗読している。効率的な議事運営に鑑み、今後も現行の方法により報告する。

《沿革》 令和4年1月27日 議会改革特別委員会決定
令和4年1月28日 議会運営委員会決定

オンライン会議（委員会）

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 委員会条例の改正 東京都議会の改正条文を参考に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、委員会の開会場所への招集が困難と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（オンライン）を活用して委員会を開会できるように、委員会条例について所要の改正を行う。 なお、これに伴う条例案については、委員会提出議案として提出する。 また、本会議については、総務省からの通知によれば、地方自治法第113条（定足数）及び第116条第1項（表決）で規定されている本会議場への「出席」とは、「現に議場にいることと解されており、オンラインによる方法を活用することは認められていない」となされている。これに伴い、会議規則については、改正は行わないこととする。 2 具体的な運営方法 (1) オンラインによる委員会の進め方や環境整備について オンラインによる委員会の進め方については、「オンラインによる委員会の運営方法について（暫定版）」及び「委員会へのオンライン出席に伴う確認事項について」で、その取扱いを定め、Zoomによる通信テストも実施した。 今後は、既に定めている暫定的な運営方法等を基に、オンライン会議を実施していく中で、課題を検証し、「オンラインによる委員会の運営方法について（確定版）」の策定を目指すこととする。 (2) 新型コロナウイルス感染症対策以外の場合における対応について 大規模地震等の災害発生時や他の感染症の拡大時、個々の議員の事故や出産等、新型コロナウイルス感染症対策以外の場合における対応については、今後、国や他の自治体の対応状況を注視しつつ、必要に応じて検討を行うこととする。 3 非公式会議におけるオンライン会議の定期的な実施 事前準備や端末の操作などに不安を感じている委員が見受けられたことや、全議員を対象にしたり実施場所を庁舎以外とする必要があるなどの意見があったことから、今後も非公式会議において定期的にオンライン会議を行い、ノウハウを蓄積していく。 【令和6年2月2日議会運営委員会決定】 昨今の社会情勢に鑑み、会議規則第2条及び委員会条例第12条に規定する欠席事由を「傷病、育児、看護、介護、出産、家族の出産補助、災害その他のやむを得ない事由」に改める。

《沿革》 令和3年10月15日 議会改革特別委員会決定

令和3年11月22日 議会運営委員会決定

令和6年2月2日 議会運営委員会決定（一部改正）

登庁ランプのデジタルサイネージ化

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 登庁ランプのデジタルサイネージ化 委員間討議を通じて機能や設置場所等の協議を行いつつ、実際に見積もりを行うなど、具体的な検討を行った結果、以下のとおり取り扱うこととする。 【結論】 サイネージの効果や必要性は認めつつも、費用対効果の面から具体的な導入については当面は見送り、庁舎リニューアル等の機会を通じて実施することとする。

《沿革》 令和6年12月20日 議会改革・議会広報改革特別委員会決定

個別外部監査の実施と決算特別委員会との連動

議会基本条例 の関係条文	なし
具体的な 運用方法等	1 個別外部監査の実施と決算特別委員会との連動 個別外部監査は、区の組織に属さない外部の弁護士や公認会計士などの専門的で独立した立場から区の事務などをチェックするために、区と個別外部監査契約を結んだ個別外部監査人によって監査を実施する制度であり、地方自治法第98条第2項により行うことができるため、特に決算特別委員会の連動という観点から協議を重ねた結果、以下のとおり取り扱う。 【結論】 個別外部監査については、地方自治法の規定により、議会の請求に基づいて行うことができるものの、墨田区議会において今まで実例がないため、今後、必要がある場合は、「議会の請求による個別外部監査の請求フローチャート」（資料⑤）のとおり、取り扱う。 また、個別外部監査の実施については、今後必要に応じて協議を継続することとする。 なお、個別外部監査と決算特別委員会との連動については、決算特別委員会と連動することで議論の質の向上が期待できるものの、制度の性質上、フローチャートの④議会による個別外部監査の請求の議決、⑤監査委員の意見を聴く、⑧個別外部監査契約の締結についての議決⑩個別外部監査人による監査など、一定の期間を要するため、決算等との連動には課題が山積していることから、見合わせることにする。

《沿革》 令和7年1月29日 議会改革・議会広報改革特別委員会決定

議会事務局を議会局とすること

議会基本条例 の関係条文	(議会事務局) 第23条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。 2 議会事務局は、前項に規定する目的を達成するため、議会に対し提案を行うことができる。
具体的な 運用方法等	1 議会事務局を議会局とすること 議会事務局を議会局とすることにより、職員の意識改革につながり、積極的な提案による議会の政策形成、政策提案能力の向上等を期待したいところではあるが、条例や規則の改正が必要となり、その事務的な負担を考えると、現状は事務局職員の意識改革のメリットよりもその負担が上回ると考えられることから、次期に必要ながあれば改めて協議する。 その際の協議では、事務局職員への意見聴取を行うとともに、他自治体の事例も研究した上で、議会に期待される役割である「議会の政策形成機能の強化」の補佐をする議会事務局体制の充実を図るといった観点から検討すべきと考える。

《沿革》 令和7年1月29日 議会改革・議会広報改革特別委員会決定

通年議会における専決処分の整理

議会基本条例 の関係条文	(会期) 第7条 議会は、区政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主導的かつ機能的に活動を行うことができるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする。
具体的な 運用方法等	1 通年議会における専決処分の整理 本区議会は、墨田区議会基本条例が施行された令和元年度から、第7条により、定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とする通年会期制（通年議会）を実施しており、常に議会を開会することが可能であることから、専決処分については、過去に議決した案件以外は行わず、この間、臨時会や緊急議会を必要に応じて開会し、議事機関としての役割を果たしてきた。 一方で、効率的な議会運営を検討するに当たり、国や都の法改正等に伴う条例改正や議論の余地の少ない補正予算等を専決処分とすることの是非及び基準等について、協議を重ねた結果、以下のとおり取り扱う。 【結論】 専決処分の追加については、委員会としての一致点を見出すことが難しいことから、今期の検討としては結論を出さないこととし、次期に必要があれば、改めて協議することとする。 本件については、特に「災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に係る歳入歳出予算」を専決処分として追加することについて、協議が重ねられたが、災害発生初期に議会を開会することができない場合の対応策として有効である一方で、通年会期制を採用した趣旨から随時議会を開会すべきという議論があり、委員会としての一致点を見出すことができないため、次期に必要があれば、改めて協議する。

《沿革》 令和7年2月17日 議会改革・議会広報改革特別委員会決定

フリースピーチ制度の実施

議会基本条例 の関係条文	(区民参加の推進) 第19条 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。
具体的な 運用方法等	1 フリースピーチ制度の実施 墨田区議会基本条例第19条第1項の規定による「区民参加の推進」の観点から、重要な取組ではあるが、先進自治体への調査(管外行政調査)でも論点となったが、フリースピーチで述べられた意見の取扱い等に課題があることから、引き続き他自治体の動向なども注視しながら、検討・研究をしていくべき課題であり、来年度への申し送り事項とする。

《沿革》 令和7年3月18日 議会改革・議会広報改革特別委員会決定

会議への飲料水等の持込みについて

委員会室等における区議会事務局による飲料水の提供は廃止することとし、出席者による飲料水等の持込みを認めることとする。

1 対象とする会議

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、各派交渉会、各派代表者会及びその他の会議体とする。

2 対象者

会議出席者とする。

3 飲料水等の種類

においが強いものは持ち込まないなど、良識の範囲内とする。

4 飲料水等の容器

ふた付きの容器とする。

5 置き場所

机上には置かないこととする。ただし、非公開の会議については、この限りでない。

6 実施日

令和2年度定例会招集議会から実施する。

7 その他

従来どおり、本会議場における議長席及び演壇には区議会事務局による水差しを用意するとともに、請願・陳情提出者、参考人、研修講師など外部からの出席者には区議会事務局による飲料水の提供を行う。

(参考) 関連する規則・要領

○墨田区議会会議規則

第98条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

○墨田区議会傍聴規則

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

※傍聴者（議員傍聴を含む。）については、今年度、議会改革特別委員会において、墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題「傍聴者に対する必要な措置」「傍聴規則の見直し」の中で併せて検討する。

○墨田区議会委員会室及び本会議場の貸出しに関する要領

第7条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

2 次の事項は、禁止する。

(1) 飲食をすること（会議中のお茶等の水分補給は除く。）。

委員会提出議案の取扱いについて

〔令和２年９月２８日
議会運営委員会決定〕

1 委員会の議案提出権

常任委員の複数制採用により委員会の審査が活性化、充実することになるため、地方制度調査会が「委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである」と答申したことに基づき、平成１８年に地方自治法が改正され、議員や長のほか常任委員会、議会運営委員会、特別委員会に議案提出権が認められることとなった。（地方議会研究会「議員・職員のための議会運営の実際」参照）

2 根拠法令等

（１）地方自治法

◎第１０９条第６項

委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

（２）墨田区議会会議規則

◎第１３条第２項

委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

◎第３７条第２項

委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

（３）第１９期墨田区議会申合せ

◎第１０ 委員会提出議案

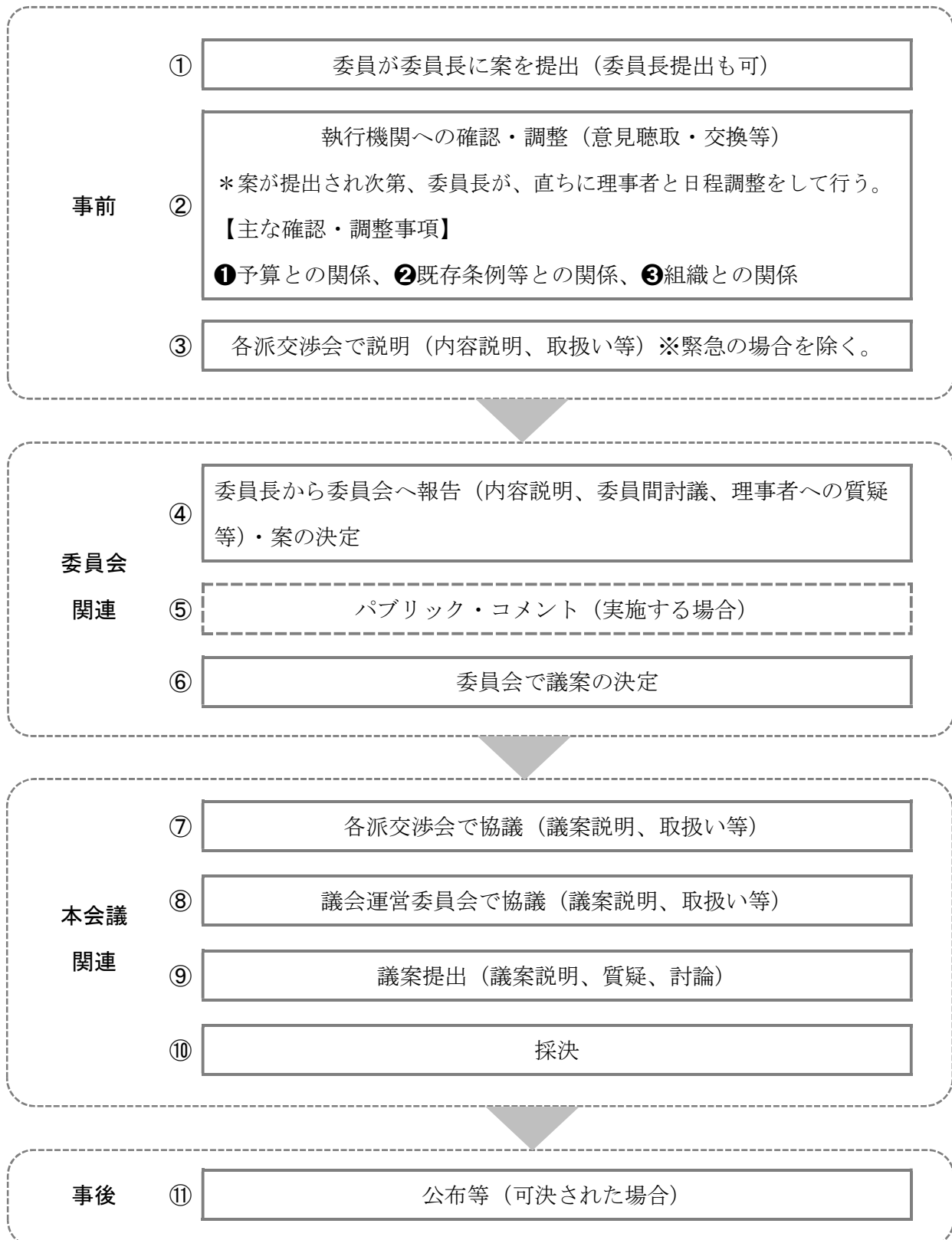
1 議案の提出

（１）委員会が議案を提出しようとするときは、当該委員会の全員一致を原則とする。

2 議案の説明

（１）委員会が議案を提出しようとするときは、事前に各派交渉会において、当該委員会の委員長から説明を求めるものとする。

3 委員会提出議案の取扱い



請願・陳情者からの意見聴取(趣旨説明)の実施について

平成25年 8月28日	各派交渉会 決 定 (平成25年第3回定例会から適用)
令和 2年11月19日	各派交渉会 一部改正 (令和2年度定例会11月議会から適用)
令和 2年12月24日	各派交渉会 一部改正 (令和2年度定例会2月議会から適用)

1 目的

請願・陳情者から直接意見等を聴取し、請願・陳情の提出に至った背景や願意を詳細に把握することにより、付託委員会における審査をより充実したものとする。

2 時期

本会議における議案付託予定日の翌日

3 参加者及び傍聴者

(1) 参加者

付託委員会委員とする。

なお、請願の紹介議員については、参加委員が必要と認める場合、請願者と同席することができる。

(2) 傍聴者

委員外議員及び関係理事者は、傍聴することができる。

4 流れ

(1) 希望確認

請願・陳情を受理する際、趣旨説明の希望の有無を確認し、希望する場合は意見聴取予定日時を伝え、希望する実施時間を伺う。

(2) 日程調整

請願・陳情提出締切後、付託予定委員会の正副委員長に趣旨説明の希望がある旨を伝え、実施時間を調整する。

(3) 日時決定

請願・陳情者、正副委員長、各委員及び正副議長に趣旨説明の実施日時を伝える。

5 文書表との相違確認

請願・陳情の審査は請願・陳情書を基に作成した文書表により行うため、意見聴取における請願・陳情者の発言等の中で当該文書表記載の願意等と相違がある部分については、その場で確認をすることとする。

6 対象とする請願・陳情

原則として、付託される請願・陳情すべてを対象とする。

7 区民等への周知

請願・陳情を受理する際に本制度の説明をするとともに、区議会ホームページ及び区議会だより等を活用し周知する。

委員会開会中における請願者の意見聴取（趣旨説明）について

1 目的

この申合せは、委員会開会中における請願者の意見聴取（以下「委員会開会中における意見聴取」という。）を実施するため、必要な事項を定めることにより、審査をより充実したものとするとともに、区民等の意思（意見や要望）を区政に反映させることを目的とするものである。

なお、従来から委員会開会以前に実施している請願・陳情者からの意見聴取（以下「事前の意見聴取」という。）及び墨田区議会会議規則第 89 条に定める「紹介議員の委員会出席」とは異なる。

2 委員会開会中における意見聴取

請願者の意見聴取とは、請願者が所管委員会委員に対し、提出された請願書における「請願の趣旨」の説明として、請願を提出するに至った背景や願意を述べることをいう。

また、請願の審査は請願書を基に作成した文書表により行うため、請願者の発言等は当該文書表記載の願意に限るものとする。

3 委員会開会中における意見聴取の確認

請願者が請願書を議会事務局に持参する場合は、提出時に事務局職員が意見聴取の確認及び説明を行う。

請願の提出が郵送による場合は、請願者に電話連絡ができる時は事務局職員が意見聴取の確認及び説明を行う。また、電話連絡ができない時は、紹介議員を通じて行う。

なお、意見聴取を希望する場合、「事前の意見聴取」において請願の趣旨を確認した上で、当該委員会が出席の是非（必要性）を判断するものとする。

その際、参考人として委員会に出席願うこととなるため、参考人招致の事務手続を別途行う。

4 委員会開会中における意見聴取の方法

(1)意見聴取の実施時期

当該請願が付託された常任委員会の開会中に行う。

(2)出席できる人数

2 名までとし、請願者のみとする。

(3)意見陳述の時間

請願者による意見陳述については、10 分以内とする。

(4)請願者に対する質疑

委員は請願者に質疑をすることができる。（請願者は委員に質疑をすることができな

い。)

(5)意見聴取時の傍聴

委員会開会中に行われるため、委員会条例に定めるところによる。

(6)資料等の配付について

資料の配付を求める場合、事前の意見聴取日までに委員長にその旨を申し出て、当該資料の使用について承認を得なければならない。

委員長は、資料の配付の申出があったときは、個別に判断し、必要があると認められるものについては承認する。ただし、当該資料が次のいずれかに該当するときは、これを承認しないものとする。

- ア 第三者の著作権を侵害する内容を含むもの
- イ 公序良俗に反する内容を含むもの
- ウ 特定の個人、団体等を攻撃し、又はプライバシーを侵害する内容を含むもの
- エ 営利を目的とした内容を含むもの
- オ 前各号に掲げるもののほか、委員長が妥当ではないと判断したもの

(7)その他

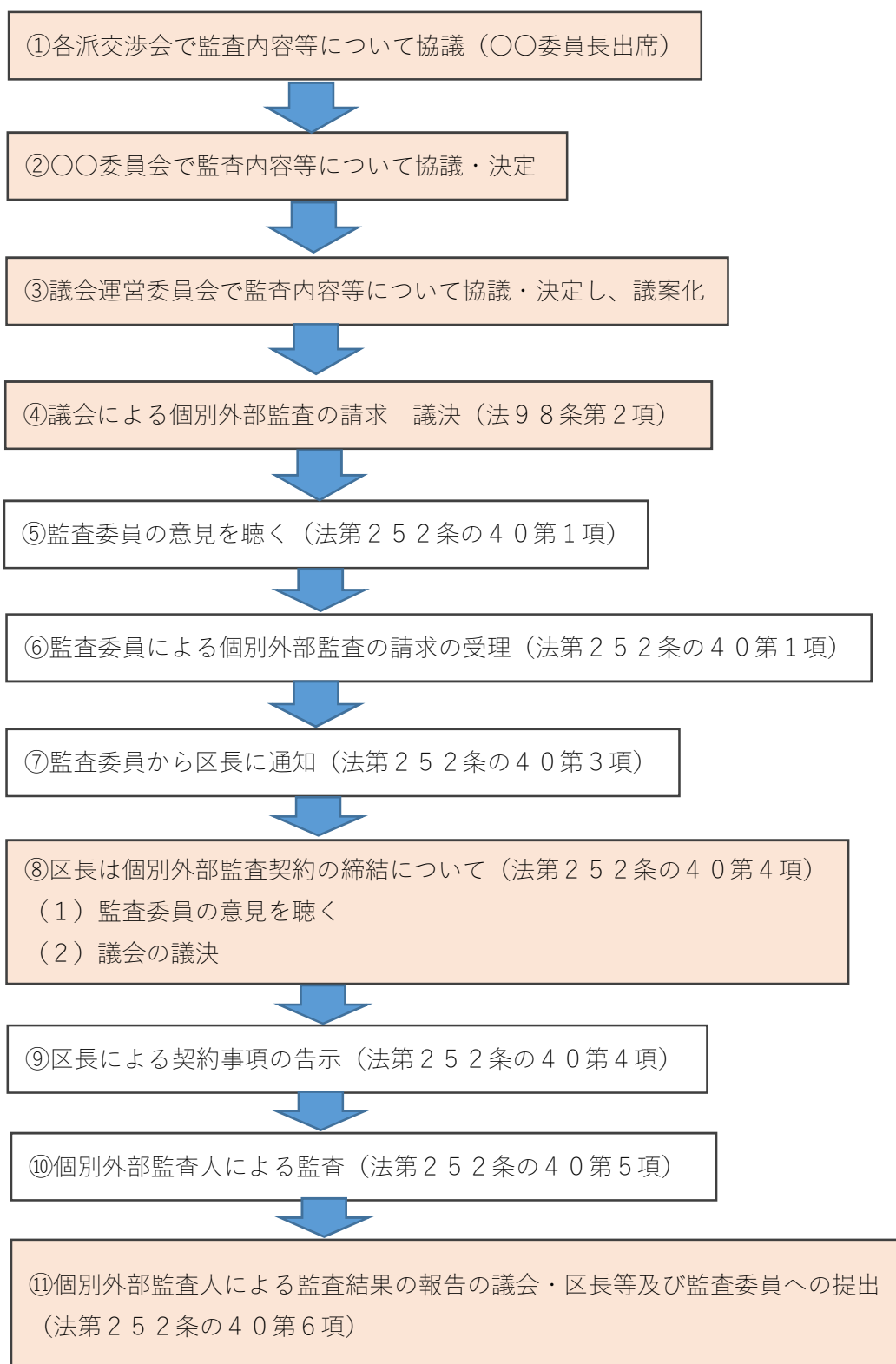
本申合せに記載のない事項については、委員長がその都度判断するものとする。

5 請願者への費用弁償

1,000 円を支給する。

6 請願者の意見聴取(趣旨説明)の流れについて

- (1)請願が付託された委員会の開会
- (2)当該請願を議題に供し、請願者からの意見聴取(趣旨説明)を許可することを委員会で諮る。
- (3)可決(請願者からの意見聴取(趣旨説明)を許可)の場合は、委員会を休憩(参考人招致の手続)し、委員会再開後、請願者が入室着席。
- (4)請願者より意見聴取(説明)(10 分以内)
- (5)所管委員からの質疑、終了
- (6)請願者退席 引き続き当該請願の審査

議会の請求による個別外部監査の請求 フローチャート

研修会等の区分

区分	名 称	根 拠 規 定	議会における 実施決定手続	有識者等への 謝礼等の 支払い	議員傍聴	記録作成
公聴会・ 参考人	公聴会	地方自治法第109条第5項 地方自治法第115条の2第1項 議会基本条例第19条第2項 会議規則第114条 委員会条例第21条	【本会議】 議会の議決でこれを決定する。(会議規則第114条) 【委員会】 議長の承認を得なければならない。(委員会条例第21条)	○	○	○
	参考人	地方自治法第109条第5項 地方自治法第115条の2第2項 議会基本条例第19条第2項 会議規則第120条 委員会条例27条	【本会議】 議会の議決でこれを決定する。(会議規則第120条) 【委員会】 議長を経てしなければならない(委員会条例第27条)	○	○	○
研修会	議員研修会【毎年】	議会基本条例第22条第2項 【検討結果27】 〔講師を招き、講義を受けるもの〕	各派交渉会で協議 ⇒議長決定	○	○	○ 資料保存
	議員研修会【改選期】		各派交渉会で協議 ⇒議長決定	× 内部講師のため	○ 希望する議員は参加可能	○ 資料保存
	特別委員会における研修会		委員会で協議し決定 ⇒議長へ報告	○	○	○ 資料保存
意見交換会	議会における意見交換会等	議会基本条例第19条第1項 【検討結果20】 〔関係者を招き、意見交換を行うもの〕	政策会議各派交渉会等 で協議 ⇒議長決定	○	○	○ 概要
	委員会における区民等との意見交換会等	議会基本条例第13条第5項 【検討結果10】 〔関係者を招き、意見交換を行うもの〕	委員会で協議し決定 ⇒議長へ報告	○	○	○ 概要
勉強会	委員会における勉強会	なし 〔非公式に、調査事項等の勉強を行うもの〕	なし	×	△ 委員長判断	×

研修会等の区分

区分	名 称	根 拠 規 定	議会における 実施決定手続	有識者等への 謝礼等の 支払い	議員傍聴	記録作成
公聴会・ 参考人	公聴会	地方自治法第109条第5項 地方自治法第115条の2第1項 議会基本条例第19条第2項 会議規則第114条 委員会条例第21条	【本会議】 議会の議決でこれを決定する。(会議規則第114条) 【委員会】 議長の承認を得なければならない。(委員会条例第21条)	○	○	○
	参考人	地方自治法第109条第5項 地方自治法第115条の2第2項 議会基本条例第19条第2項 会議規則第120条 委員会条例27条	【本会議】 議会の議決でこれを決定する。(会議規則第120条) 【委員会】 議長を経てしなければならない(委員会条例第27条)	○	○	○
研修会	議員研修会【毎年】	議会基本条例第22条第2項 【検討結果27】 〔講師を招き、講義を受けるもの〕	各派交渉会で協議 ⇒議長決定	○	○	○ 資料保存
	議員研修会【改選期】		各派交渉会で協議 ⇒議長決定	× 内部講師のため	○ 希望する議員は参加可能	○ 資料保存
	特別委員会における研修会		委員会で協議し決定 ⇒議長へ報告	○	○	○ 資料保存
意見交換会	議会における意見交換会等	議会基本条例第19条第1項 【検討結果20】 〔関係者を招き、意見交換を行うもの〕	政策会議各派交渉会等 で協議 ⇒議長決定	○	○	○ 概要
	委員会における区民等との意見交換会等	議会基本条例第13条第5項 【検討結果10】 〔関係者を招き、意見交換を行うもの〕	委員会で協議し決定 ⇒議長へ報告	○	○	○ 概要
勉強会	委員会における勉強会	なし 〔非公式に、調査事項等の勉強を行うもの〕	なし	×	△ 委員長判断	×

議員間討議申出書

墨田区議会議長 様

会 派 名
墨田区議会議員

印

墨田区議会基本条例第6条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

発 言 の 内 容 （ 議 題 ・ 要 旨 ）		討議を求める者
議 題		
要 旨		
議 題		
要 旨		

	議 題 _____	
	要 旨 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	
	議 題 _____	
	要 旨 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	
	議 題 _____	
	要 旨 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	

○年度 ○○○○特別委員会 活動報告

○年度中における○○○○特別委員会の活動状況について、本書のとおり報告します。

年 月 日

墨田区議会議長

○ ○ ○ ○ 様

○○○○特別委員長

○ ○ ○ ○

1 委員会の目的

2 委員会の開会実績

回 数	開会日時	調 査 内 容
第1回	年 月 日 ～	
第2回	年 月 日 ～	
第3回	年 月 日 ～	
第4回	年 月 日 ～	
第5回	年 月 日 ～	

3 委員会における各種実施状況

項 目		実施の有無 (○/×)
行政調査の実施		
議会基本条例 第13条関係	委員相互間の議論	
	議事堂外の場所における委員会の開会	
	区民等との意見交換会等の開催	
議会基本条例 第14条関係	政策立案及び政策提言の積極的な実施	
	条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）の提出	
議会基本条例 第20条関係	公聴会の開会	
	参考人の招致	

《実施概要》

4 委員長所見（今年度の委員会活動状況、次年度も本委員会を継続して設置する必要性など）

○年度 ○○○○特別委員会 運営方針

1 調査の目的

--

2 調査のテーマ及びその内容

(テーマ)
(内 容)

3 調査期間及びスケジュール

--

4 調査の手法等

項 目		予定の有無 (○/×)
行政調査の実施		
議会基本条例 第13条関係	委員相互間の議論	
	議事堂外の場所における委員会の開会	
	区民等との意見交換会等の開催	
議会基本条例 第14条関係	政策立案及び政策提言の積極的な実施	
	条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）の提出	
議会基本条例 第20条関係	公聴会の開会	
	参考人の招致	

《概要》

令和____年度 決算特別委員会 委員間討議報告書

下記事項については、令和____年度決算特別委員会において、各会派（会派に所属しない委員を含む。）間での合意形成に至りましたので、今後の区政運営の参考としていただくことを望みます。

記

1

2

3

4

5

令和____年____月____日

墨田区議会議長

____ 様

決算特別委員長
